

第百八十九回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録
第十二号

平成二十七年五月二十九日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 今村 雅弘君

理事 大西 英男君

理事 小島 敏文君

理事 中村 裕之君

理事 井上 英孝君

理事 秋本 真利君

委員 うえの賢一郎君

委員 神谷 昇君

委員 工藤 彰三君

委員 國場幸之助君

委員 齋藤 洋明君

委員 鈴木 憲和君

委員 高木 宏壽君

委員 根本 幸典君

委員 堀井 学君

委員 宮内 秀樹君

委員 務台 俊介君

委員 荒井 聰君

委員 小宮山泰子君

委員 宮崎 岳志君

委員 松木けんこう君

委員 北側 一雄君

委員 樋口 尚也君

委員 本村 伸子君

金子 恭之君

坂井 学君

伴野 豊君

赤羽 一嘉君

岩田 和親君

門 博文君

木内 均君

古賀 篤君

今野 智博君

鈴木 馨祐君

瀬戸 隆一君

津島 淳君

野田 聖子君

前田 一男君

宮澤 博行君

山本 公一君

神山 洋介君

松原 仁君

本村賢太郎君

横山 博幸君

中川 康洋君

穀田 恵二君

太田 昭宏君

北川イツセイ君

西村 明宏君

小泉進次郎君

赤池 誠章君

うへの賢一郎君

鈴木 馨祐君

政府参考人
(内閣府地方創生推進室次長)
伊藤 明子君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
橋本 嘉一君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電
気通信事業部長)
吉田 眞人君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議
官)
伯井 美徳君

政府参考人
(文部科学省スポーツ・青
少年局スポーツ・青少年総
括官)
白間竜一郎君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)
中山 峰孝君

政府参考人
(林野庁森林整備部長)
本郷 浩二君

政府参考人
(水産庁漁政部長)
水田 正和君

政府参考人
(水産庁漁港・漁場整備部長)
高吉 晋吾君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
若井 英二君

政府参考人
(資源エネルギー庁資源・
燃料部長)
住田 孝之君

政府参考人
(国土交通省大臣官房長)
西脇 隆俊君

政府参考人
(国土交通省総合政策局長)
瀧口 敬二君

政府参考人
(国土交通省国土政策局長)
本東 信君

政府参考人
(国土交通省土地・建設産
業局長)
毛利 信二君

政府参考人
(国土交通省都市局長)
小関 正彦君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土
保全局長)
池内 幸司君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土
保全局長)
加藤 久喜君

政府参考人
(国土交通省道路局長)
深澤 淳志君

政府参考人
(国土交通省住宅局長)
橋本 公博君

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)
藤田 耕三君

政府参考人
(国土交通省自動車局長)
田端 浩君

政府参考人
(国土交通省海事局長)
森重 俊也君

政府参考人
(国土交通省港湾局長)
大脇 崇君

政府参考人
(国土交通省航空局長)
田村明比古君

政府参考人
(観光庁長官)
久保 成人君

政府参考人
(海上保安庁長官)
佐藤 雄二君

政府参考人
(環境省水・大気環境局長)
三好 信俊君

国土交通委員会専門員
伊藤 和子君

委員の異動
五月二十九日

辞任
工藤 彰三君

齋藤 洋明君

宮澤 博行君

下地 幹郎君

同日

辞任
瀬戸 隆一君

根本 幸典君

務台 俊介君

松木けんこう君

補欠選任
瀬戸 隆一君

務台 俊介君

根本 幸典君

松木けんこう君

補欠選任
工藤 彰三君

宮澤 博行君

齋藤 洋明君

下地 幹郎君

五月二十八日
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律案(内閣提出第五八号)
は本委員会に付託された。

五月二十九日
地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求
める意見書(東京都八王子市議会(第二五七九
号))

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求
める意見書(金沢市議会(第二五八〇号))

地域公共交通(鉄道)の確保及び維持に対する
支援を求める意見書(岐阜県八百津町議会(第
二五八一号))

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し
居住者の居住の安定を求める意見書(愛知県知
立市議会(第二五八二号))

土砂災害防止対策の推進を求める意見書(松江
市議会(第二五八三号))

並行在来線への一層の財政支援を求める意見書
(岩手県議会(第二五八四号))

北陸新幹線若狹ルート早期整備を求める意見書
(福井県小浜市議会(第二五八五号))

北陸新幹線若狹ルート早期実現に関する意見書
(福井県おおい町議会(第二五八六号))

舞鶴若狹自動車道の四車線化に関する意見書
(福井県敦賀市議会(第二五八七号))

舞鶴若狹自動車道の四車線化に関する意見書
(福井県美浜町議会(第二五八八号))

舞鶴若狹自動車道の四車線化に関する意見書
(福井県おおい町議会(第二五八九号))

舞鶴若狹自動車道の四車線化に関する意見書
(福井県若狹町議会(第二五九〇号))

三島川之江港の港湾運送事業法の指定港化に対
する意見書(愛媛県四国中央市議会(第二五九

一号)

免震材料の大臣認定不適合問題に関する意見書
(京都市議会(第二五九二号))

家賃改定ルールの見直しをやめ、安心して住み
続けられる家賃制度を求める意見書(埼玉県朝
霞市議会(第二五九三号))

UR賃貸住宅居住者の住まいの安定を求める意
見書(大阪府泉南市議会(第二五九四号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法
律案(内閣提出第五八号)

国土交通行政の基本施策に関する件

○今村委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土
交通省大臣官房長西脇隆俊君、総合政策局長瀧口
敬二君、国土政策局長本東信君、土地・建設産業
局長毛利信二君、都市局長小関正彦君、水管理・
国土保全局長池内幸司君、道路局長深澤淳志君、
住宅局長橋本公博君、鉄道局長藤田耕三君、自動
車局長田端浩君、海事局長森重俊也君、港湾局長
大脇崇君、航空局長田村明比古君、観光庁長官久
保成人君、海上保安庁長官佐藤雄二君、内閣府地
方創生推進室次長伊藤明子君、総務省大臣官房審
議官橋本嘉一君、総務省総合通信基盤局電気通信
事業部長吉田眞人君、文部科学省大臣官房審議官
伯井美徳君、文部科学省スポーツ・青少年局長ス
ポーツ・青少年総括官白間竜一郎君、厚生労働省
大臣官房審議官中山峰孝君、林野庁森林整備部長
本郷浩二君、水産庁漁政部長水田正和君、水産庁
漁港漁場整備部長高吉晋吾君、経済産業省大臣官
房審議官若井英二君、資源エネルギー庁資源・燃

料部長住田孝之君及び環境省水・大気環境局長三
好信俊君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○今村委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。松原仁君。

○松原委員 おはようございます。

きょうは一般質疑ということで、さまざま質疑
をしていきたいと思っております。

特に、東京オリンピックが二〇二〇年にやって
くる。地域的に、私の地元地域であれば、羽田空
港が国際化というものも進んでいくわけでありま
す。リニアも通る。ある種、日本全体がリニュー
アルし、パワーアップをする、こういった時代に
入っていくのだからと思っております。

まず一つ目のカテゴリーとしては、この東京オ
リンピック関係といいますが、羽田空港が今どん
どんと大きくまた飛躍しようとしている、この
関係及びその周辺ということに絡んで一つ目の柱
である質問をしていきたいと思っております。

羽田空港は、これはやはり大変に利便性もある
し、また、ある意味において、これが東京湾の方
に出ているという中で、二十四時間空港というふ
うに言い切っていくかどうかは別といたしまして
も、国際競争力を東京が持つ上で極めて大きな礎
になることは間違いないわけであります。当然、
飛行場がそういったものであるということになれば、
その周辺の整備というものの極めて重要にな
って来るわけであります。

そこで、まずお伺いいたしますが、この羽田空
港の南側に川崎もあるわけでありまして、このこと
の地理的連関というものの極めて尊重されなけれ
ばいけないと思っております。
多摩川連絡橋についてであります。これが今
大変具体的に計画が練り上がってきているという
ふうに仄聞をしております。

まず、関係者との合意はとれているのか、お伺
いたします。

○小関政府参考人 国際的なビジネス拠点の形成
に向けて、重要な成長戦略拠点である羽田空
港周辺、京浜臨海部の連携強化ということで、先
般、国、地方公共団体の関係機関から成る内閣府
の委員会におきまして、目指すべき姿、関係者の
取り組みが取りまとめられたところでございま
す。

その中で、大田区の羽田空港跡地地区と川崎市
の殿町地区の産業連携等を効果的に進めるため
に、両地区を結ぶ連絡道路につきまして、両地区
の中央部に新たに二車線の橋梁として整備される
ということについての合意がなされたところでご
ざいます。

今後、東京都、川崎市、国土交通省航空局が協
力し、整備に向けた検討の深度化を図るというこ
とになっております。

○松原委員 五月の半ばに内閣府の委員会がなさ
れて、こういった方向性が確認されたということ
だと思えます。

そこで、大臣の決意をお伺いしたいわけでは
ありませんが、二〇二〇年というふうな文言がこの
報告書にも入っているわけでありまして。二〇二〇
年という、ちょうど時あたかもオリンピックとい
うことになりましたが、大臣のリーダーシップと
決意のもと、この連絡橋を、二〇二〇年東京オリ
ンピックを目指して完成する決意があるかどうか
か、お答えをいただきたいと思えます。

○太田国務大臣 今後、この連絡橋につきまして
は、東京都、川崎市及び国交省が協力して、松原
先生御指摘のように、二〇二〇年を目指した成
長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の
実現を目指す。とされております。オリンピック・
パラリンピックの二〇二〇年、これを念頭に置い
て、関係者と協力して、力を入れて取り組んでい
きたい、このように思っております。
○松原委員 ぜひその意気込み、リーダーシップ
のもと、二〇二〇年を目指して実現をしていただ

きたいと思っております。

さて、そうした中で、さはさりながら、ステ
ークホルダーの間での協議は五月の十八日にそのよ
うに行われたわけでありまして、課題というもの
もあらうかと思っております。課題についてお伺
いたします。

○小関政府参考人 今後、橋梁の整備に向けまし
た検討の深度化を図るということになってござい
ますが、現時点で想定されるものとしたしまして
は、一つ目に、地質調査や環境影響の調査等を踏
まえた連絡道路の設計に関する技術的検討、そし
て、工期短縮を可能とするような施工方法の検討
などが課題として考えられるところでございま
す。

また、事業の実施に当たりましては、地域の方々
等の理解と協力をいただきながら進めていくこと
が必要である、このように考えているところでご
ざいます。

○松原委員 オリンピックということを考えたと
きに、城南島等において有害残土の処理施設、資
源リサイクル施設などが多く存在している。その
立地している工場などが、今、この景気の中で、
例えばさまざまな産業廃棄物の業者等にもこれを
回しているわけでありまして。

それはそれでいいわけではあります。オリ
ンピックに向かって、地域の整備という観点から、
さまざまな、そこにあつた企業の撤去のために補
助金などを出し、空き地を創出するような地域活
性化というものも場合によっては必要だろうと
思っておりますが、このことについてお伺いた
します。

○三好政府参考人 お答え申し上げます。
土壌汚染対策の観点から申し上げますと、特定
有害物質を使用しているメッキ工場や廃棄物処理
施設、あるいは先生御指摘の汚染土壌処理施設な
どは、廃止時には土壌汚染対策法に基づき土壌汚
染状況調査等を行っていただきまして、人の健康
被害が生ずるおそれがある場合には、汚染者負担
の原則を踏まえまして、汚染原因者または現に汚

染地を所有している土地所有者が汚染の除去等を行う必要があるところでございます。

このうち、汚染土壌処理施設につきましては、許可時に、廃止措置を講ずるに足る経理的基礎を有することを確認しておりまして、適切な廃止措置をとることは可能であると考えております。

このほか、土壌汚染対策法では、人の健康被害が生ずるおそれがあるものとして要措置区域に指定され措置が指示された場合については、土地所有者が汚染原因者でないなどの一定の要件を満たしていれば、造成されておりまして基金の活用が可能ということになっております。

○松原委員 これはなかなか答弁も、こういった撤去の費用というのは現実になかなかないという話でありましたから、言いつ放して申し上げるわけでありまして、従来は、特にメッキ等は、つくられるときはそういったものはなかった。後づけで、結果としてそういったことになり、引くに引けない。営業をやめて、他に土地を転売して移ることもできない。こういうことにもなっているわけでありまして、それが多く存在する島嶼部、京浜島とかいわゆる人工の島、こういったところの環境整備ということを考えたときには、私はオリンピックに向けて思い切った政策の必要もあらうかと思っておりますので、これは言いつ放しでありまして、ぜひとも大臣、それは頭の片隅に入れていただきたいと思っております。

そうすれば、あそこは、羽田空港といわゆる十三号地の間ですから、非常にいい場所なので、そこは、もちろん今ある産業も結構なんです、やはりもっと土地にふさわしい産業を誘致することもできるだろうと思っております。答弁は難しいです。

○太田国務大臣 環境省ともよく連携をとって、また東京都ともよく連携をとって、今の御指摘を受けて、どのようにできるかということについて取り組んでいきたい、このように思います。

○松原委員 本当にありがとうございます。次に、国道三五七号線トンネルであります、

先ほどは連絡橋でありました。こちらは地下トンネルであります、これも五月半ばの内閣府の会合で出たというふうに聞いておりますが、現状この早期整備に対してどのような取り組みがなされているのか、お伺いいたします。

では、大臣、決意を含めて。

○太田国務大臣 国道三五七号につきましては、東京湾に面する千葉、東京、神奈川の各都市を結ぶ道路でございます、広域的な連携や周辺地域における交通渋滞の緩和にも役立つ道路だと思っております。

現在、東京都内におきましては、東京港トンネルの事業を進めているわけですが、首都高速湾岸線が神奈川までつながっているのに対して、一般道の国道三五七号につきましては多摩川の手前で切れてしまっているという課題があると思っております。

そこで、地元から強い要望がありますこの国道三五七号多摩川トンネルにつきましては、事業着手に向けて必要な調査、設計が終わり次第、平成二十七年年度内に、つまり今年度内に事業着手をしていきたい、このように考えています。

今後とも、国として、東京都、川崎市を初めとする関係地方公共団体の協力も得ながら、早期整備に向けて取り組んでまいりたい、このように考えているところであります。

○松原委員 そこで、もう一声ぜひ、二〇二〇年オリンピックを念頭に置いて、リーダースhipを発揮していきたいとおっしゃっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○太田国務大臣 私も東京に住んでおりまして、この必要性ということは十分承知をしている、また重要なプロジェクトである、このように認識をしています。

まだ事業着手をしていないということですが、先ほど二十七年事業着手ということを上げましたが、早期整備に向けて取り組んでいきたい、このように思っています。

○松原委員 とにかく、オリンピックという大きなイベントに間に合わせれば、非常にこれは効果が満点だろうと思っております。何とかオリンピックに間に合わせるように、よろしくリーダースhipを発揮していただきたいと思っております。

次に、品川区、東海地区、ここはヤードが不足しておりまして、あそこはいわゆる港湾のさまたげ、また施設があるわけですが、波止場も、埠頭があるわけですが、実際そこで物すごいトラックが、場所がないのでそこに車が縦列駐車をしていて、運転手が乗っているわけでありまして。

この環境というのは、地域から見たら非常に何かしなきゃいかぬということではありますが、他方において、彼らも本当はヤードがあれば入りた、ヤードがないので外で待っている、こういう関係になっておりまして、これはやはり政治的に、行政的に解決をしなければいけないテーマだと思っております。このことに対しての見通しと取り組みをお伺いいたします。

○大脇政府参考人 お答え申し上げます。東京港の大井埠頭コンテナターミナル周辺の道路におきまして、コンテナトレーラーなどの集中によりまして待機車両の駐車によりまして渋滞が発生していることにつきましては、十分承知してございます。

コンテナターミナル周辺道路の渋滞解消に向けて取り組みをいたしまして、私も国土交通省といたしましては、平成二十九年からの順次供用開始を目指しまして、中央防波堤外側地区、こちらでの新規コンテナターミナル、Y2、Y3、こういったものの整備によりましてターミナル容量の拡大を図っているところでございます。

また、港湾管理者でございます東京都におきましては、平成二十八年度中の供用開始を目指しまして、大井埠頭地区におけます車両待機場の整備、これを行っていることに加え、放置シャシー禁止区域、この設定によりまして取り締まり、こういった取り組みも実施しているところと聞いてございます。

私も国土交通省といたしましては、コンテナターミナル周辺の渋滞解消に向けて、引き続き港湾管理者等と協力してまいりたいと思っております。

○松原委員 一言で言えば、東京都の中央部にある部分にそういったヤードをつくる、こういう話と、運河を埋め立てるかどうか、あそこにもまた場所をつくる、こういう理解だろうと思っております。

どちらにしても、東京オリンピックのときには、海外から来た方が、ヤードがなくてすごく渋滞しているな、こういうことがないように、今の日程感だと、当然その前に完結をし、完成をするということでありまして、万全を期し、そしておくれることのないようによろしく御整備のほどお願いをしたいと思います。

次に、羽田空港跡地に絡む議論であります、羽田空港跡地というのは、今、百ヘクタール前後になっているというふうに承知をいたしております。そこにおいて、特に地元区が、日本の特産品を展示、直売する、そういった計画、企画を持っているというふうに承知をいたしております。

つまりは、羽田のネットワーク、また、世界からお客様が来る環境の中において、東京の文化、日本の文化、日本のさまざまな食材等々を海外に発信する大きなチャンスと捉えて、それを最大限生かそうというふうなことだろうと思っておりますが、この地元区の発想、私は極めて好感を持っています、聞いていますけれども、どのように評価をするか、お伺いしたいと思います。

○若井政府参考人 お答えを申し上げます。羽田空港の周辺地域や京浜臨海部につきましては、国家戦略特別区域にも指定をされてございます。委員先ほどから御指摘のとおり、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れます、国際ビジネス拠点の形成を目指している、このように承知をしているところでございます。

そして、先ほど来お話のございます委員会、こ

新たな飛行経路案は、その一部が横田空域内を
 強化につぎまして、飛行経路の見直し等の方策
 の具体化に向けて、現在、新たな飛行経路案をも
 とに関係自治体等と協議を行っているところでご
 ざいます。

通過する案というふうになっております。
したがいまして、関係省庁と連携しまして、実際に向けて米軍と所要の調整を図ってまいりたいと考えております。

○松原委員 それと同時に、これは地元の住民の方々がやはり若干御心配をしております。

私としては、騒音等の課題というのは必ず議論としてあるわけで、いずれにしても、丁寧の説明をし、丁寧に議論するということが結果として最

も重要なことだと思っております。このことに関しましては航空局の決意といえますか、思いをおつしやうていただきます。

○田村政府参考人　今御指摘がありましたように、この首都圏空港の機能強化、特に、羽田の飛行経路の見直し等の具体化に向けてまして関係自治体と協議しておりますけれども、自治体レベルでの御理解は進んできているものと認識はしております。

今後は、関係自治体の御協力も得ながら、多くの住民の方々に機能強化の必要性や飛行経路の見直し等について幅広い御理解をいただくこととします。

に注力してまいりたいと考えております。

国土交通省としましては、そのための手法やプロセスにつきまして、羽田空港機能強化に関する

を開催して、専門家の方々から御意見をいただいていたところでございます。

今後、オープンハウス型の説明会やメディアを通じて広報などのさまざまな手法を組み合わせてながら、情報提供あるいは御意見を伺うということ、をきめ細かく丁寧に行ってまいりたいというふう

に考えておられます。
具体的な手法や今後のスケジュールにつきましては、関係自治体とも相談の上、できるだけ早期

にお示ししてまいりたいと考えております。

○松原委員 次に、鉄道局にお伺いいたします。
私も大田区で三十年ぐらい政治活動をしておりまして、最初に東京都議会議員になったときの前の段階です。もう本場に三十年ぐらい前ですね。蒲田と蒲田の間に線路がつながっていない。京急蒲田とJR蒲田ですね。これは大きな悲願でありました。今回それが進むという方向で区も大分汗を流しているわけですが、やるならば、これもオリンピックというのはいくつのめどになるわけでありまして。

この蒲田と蒲田の間、いわゆる地元的に言うところの蒲田線ですが、この進捗状況はどうなっているか、お伺いいたします。

○藤田政府参考人 空港アクセス鉄道につきましては、今御指摘のいわゆる蒲田線、新空港線、あるいはJR東日本の構想等、複数のプロジェクトが検討されております。首都圏の国際競争力の強化を図る上で、空港アクセスの改善は大変重要であると認識しております。

このうち、いわゆる蒲田線につきましては、平成十二年の運輸政策審議会答申第十八号におきましても、空港アクセスの改善に資する路線として位置づけられております。

その検討状況でございますけれども、現在、関係者におきまして、オリンピック・パラリンピック大会までの開業の実現可能性を含めて、事業スキームや工期等の検討が行われているところと承知しております。

現在、私どもの交通政策審議会鉄道部会におきまして、空港アクセスを含む東京圏の今後の都市鉄道のあり方について議論が行われております。この夏には、東京都や関係事業者からヒアリングを行う予定になっております。

国土交通省としましては、関係者による検討が進展することを期待しております。

○松原委員 本場にこの蒲田線は、大田区の区民やまた区の行政関係者、議員にとっても悲願であります。三十年の悲願であります。なかなか実現

が、それぞれ、私も今五十八歳になりましたが、目の黒いうちに何とか実現をさせていただきたいと思っております。一言、大臣のこの問題に關しての思いといいますか、おっしゃっていただきたい。

○太田国務大臣 松原先生の目の黒いうちというのは相当まだ時間があるというふうに思いますが、ここは私も、蒲田線早くということを考えていた一人でありまして、この調整がなかなか進まなかったということも現実にあつたと思っております。

この調整ができるように、国交省としても、期待をするという傍観的なことだけではなく、少し調整の一翼を担えればなと私個人としては思っているところであります。

○松原委員 次に、品川―田町間に新駅が生まれる。これもオリンピックをある意味で見据えたところだと思っております。特に、こういった新駅をつくる場合、地域のステークホルダーだけではなくて、例えば一キロ以内の方々も含め、地域の活性化とともに議論をするべきだと思っております。

さまざま、そういった必要がある場所というのがあるわけですから、その辺の決意も含めて、鉄道局にお答えいただきたいと思います。

○藤田政府参考人 品川―田町間の新駅の整備につきましては、これらの駅の周辺地域が国際的な交流拠点として今後成長していくことを支える大変重要なプロジェクトであると考えております。

この新駅は、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせた暫定開業を指して、現在、JR東日本において準備が進められていくと承知しております。

この駅の特徴は、新駅が町と一体となった象徴的なにぎわい空間であるというふうになされております。こうした観点から、JR東日本において新駅周辺整備の検討が進められているところであり、また、東京都、港区、地元的地権者、こういった方々との間で丁寧な調整を行っている

承知しております。

○松原委員 当然、事業主体はJRであります。が、ぜひとも、地域の地権者のみならず、その周辺の方々からも、目安箱ではないですが、さまざまな意見を聞いて、地域の一体的な発展を目指していただきたいと思っております。

もう一回、御決意を教えてください。

○藤田政府参考人 駅を中心とした地域整備、これは大変大事な課題であると思っております。そのためには、地域の方々の参画も大事な点だと思っておりますので、重ねて丁寧な調整を促してまいりたいと思っております。

○松原委員 また、二〇二七年リニアということになってきているわけでありまして。リニアがいよいよ走る。

このリニアの進捗、これは、実は私は大田区の上池台三丁目に住んでおりますが、ちょうど私の家の真下をリニアが走るということをこの間知ったわけでありまして、ずっと下へ行くと、穴があつて、リニアが走っているんだな、こう思うわけがあります。

いずれにしても、このリニアの進捗と品川区の駅舎の環境、こういったものについてお伺いします。

○藤田政府参考人 いわゆる中央新幹線につきましては、昨年十月に、私も、工事実施計画の認可をいたしました。今現在、品川を含め、JR東海によって準備工事を行っているところと承知しております。

品川駅につきましては、東海道新幹線の直下に計画されております。東海道新幹線を営業しながら地下に構造物を構築するため、相当な期間を要する工事になります。このため、JR東海が、現在、関係する東京都、港区、あるいはJR東日本の協力を得ながら話を進めているという状況であると承知しております。

具体的な工事計画を現在JR東海で検討しておりますけれども、今後、品川駅の利用者にできる限り不便がないように配慮をし、かつまた安全に

も万全を期すよう、その計画の内容を深度化していく方針と聞いております。

国土交通省としましては、今後、品川駅の利用者に適切な案内をするともに、安全かつ確実な工事を進めるよう、JR東海を指導監督してまいりたいと考えております。

○松原委員 この場合、排気塔といいますか、非常口、これはどういうふうになるか、お伺いいたします。

○藤田政府参考人 東京都港区について申し上げますと、品川区北品川四丁目付近、それから大田区東雪谷一丁目付近の二カ所に非常口が計画されております。

非常口は中央新幹線のルート直上に計画され、非常口にはトンネル内の換気を行うための換気施設、それから階段、エレベーターなどの避難施設などが設置されます。非常口の規模は、両方とも高さが約十メートル以下、直径は約三十メートルという計画になっております。

北品川の非常口には、変電施設、高さが三十五メートル程度ございますが、これが併設される計画となっております。現在、用地、これは企業用地でございますけれども、取得等の手続を進めていると聞いております。

それから、東雪谷の方につきましては、現在、公共用地であります。その用地の取得等の手続を進めていると聞いております。

そういう状況でございます。

○松原委員 いずれにしても、地域の方々の理解を得るようにながら進捗させていただきたいと思っております。

次に、オリンピックに向けてということですが、品川区の大井ふ頭中央海浜公園野球場がオリンピックのホッケー場として使用される、こういうことになっております。野球場がなくなってしまう。野球の愛好家もたくさんいるわけでありまして、四面あって、従来からそこを使っていた多くの方々が、これ、オリンピックだから一時的には何とか理解したいけれども、終わった後は復元し

でもらえるのだろうか、こんな御心配もあるわけ
でございます。

それは、さまざまな形で都民の方々の健康増進、
そして安らぎということが必要だと思っております
が、従来からそこをそのようにして使ってきた
方々の思いもそんたくをしなければいけないと
思っております。このあたりの状況について、
少しく、東京都が主体であるのは認識しておりま
すが、国としても、そういった全体の国民の健康
という観点からもコメントをいただきたいと思ひ
ます。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

二〇二〇年の東京オリンピック競技大会におき
ますホッケーの競技会場は、御指摘のように、東
京都が整備することにはなっております。現在、
東京都においてその検討が行われているところで
ございます。

ホッケーの会場につきましては、国際オリン
ピック委員会及び国際競技団体等の承認が得られ
ている一方で、地元の自治体からは、先生今御指
摘のように、できるだけ野球場を残すこと、また
野球場を活用する場合は代替施設を確保するこ
と、こういった要望がなされていると承知してお
ります。

このため、東京都におきましては、現在、これ
らの要望も踏まえつつ、野球場など二一ズのある
既存施設への影響を最小化するというところで検討
しているというふう聞いております。

政府といたしましても、国民が生涯にわたりに
して多様なスポーツに親しめる環境を整備するこ
と、これは、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、
また地域社会の活性化にもつながる重要な課題で
ある、このように認識をしております。地域住
民や既存施設の利用者にも配慮をした会場運営が
オリンピック後にもなされるように期待をしつ
つ、引き続きしっかりと東京都の検討状況を見
守ってまいりたいと考えているところでございま
す。

○松原委員 私の世代より上、六十五、七十五

そのあたりの方々にとつては、やはり野球とい
うのが一番ポピュラーなスポーツであったというの
は事実でありますので、こういったことも含めて、
ぜひまた、東京都に示唆をする機会があれば、そ
ういったことも御検討いただければと思っております。

次に、下水道関係についてお伺いいたします。
この国会において下水道法改正がされたところ
であります。東海地震、東南海地震の発生が危
惧される中、地震対策として、この法改正、どの
ような内容が含まれているのか、簡潔にお答えい
ただきたいと思ひます。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

東海地震や東南海、南海地震などの大規模地震
の発生が危惧される中、災害時においても下水道
機能を確保するための備えを行っておくことは重
要だと考えております。

今回の下水道法の改正におきましては、新たに
維持修繕基準を創設いたしました。その中で、
災害発生時においても下水道機能を維持するため
の応急措置の実施に関する基準を定めることとし
ております。

また、法改正におきまして、災害時維持修繕協
定に関する規定を設けまして、民間事業者等の協
力を得ながら、応急措置を円滑に実施するための
事項を定めたところでございます。

大規模地震時における下水道の機能確保対策が
進みますよう、マニュアルの作成や説明会を開催
することなどによりまして、地方公共団体の取り
組みを支援してまいりたいと考えております。

○松原委員 いまだ下水道の耐震化率は不十分で
あると。重要な道路において四〇％というふうな
数値もあるわけでありまして。

特にここで御質問したいのは、東海地震や首都
直下地震という、地震がより発生が危惧され、そ
ののための措置法といえますか法律があるような地
域、ここは重要下水道の耐震化率はより早い段階
で整備をするべきだろうと思っておりますが、こ
の点についての御所見をお伺いいたします。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

下水道事業におきましては、地域防災拠点に接
続する管渠ですとか、あるいは緊急輸送路の下に
埋設されております管渠などの重要な管渠の耐震
化を重点的に進められているところでございまして、
御指摘ございましたように、これらの耐震化率は
約四割となっております。

また、管渠の新設や改築の際に順次耐震化を図
ることによりまして、今後五年間で耐震化率をお
おむね六割から七割にまで引き上げることとして
おります。

特に、今御指摘ございました東海地震あるいは
首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念さ
れる地域におきましては、管渠の耐震化に対する
防災・安全交付金の交付対象範囲を拡充すること
によりまして、耐震化の早期実現に向けた積極的
な支援を行っているところでございます。

○松原委員 特に今申し上げた点、首都直下もい
つ来るかわかりません。大臣も東京で生活拠点を
持っているということでありまして、こういった
ことに關して、もちろんほかの地域もそうですが、
特に東海、東南海、首都直下、言われているとこ
ろについては、重点的に、さらに積極的にこうい
った耐震化を進めるべきだと思っておりますが、大
臣の御決意、御所見をお伺いします。

○太田国務大臣 東海地震あるいは首都直下地
震、そしてまた南海トラフの地震ということにつ
いては、特別措置法もつくられて、議員の先生方
も含めて協力をいただいた際の対策が具体的に進み始
めました。

今御指摘の東海地震、首都直下地震、この場合
には、管渠の耐震化に対する防災・安全交付金の
交付対象範囲を拡大して、それが使えるという形
をさらに徹底していきたい、このように思ってい
ます。

○松原委員 ぜひこれは徹底してお願いしたいと
思っております。
あわせて、従来、下水道事業に関しては、維持
修繕というところが、今もそれは尊重されてお

ますが、老朽化が進んでいくとなれば、維持修繕
というものが極めて重要になってまいりますの
で、ここはまた、既に配慮はされておりますが、
さらなる配慮をお願いしたい、これは言いっ放し
で申し上げておきたいと思っております。

次に、排除、処理の下水から活用、再生、循環
の道へというコンセプトが下水道の方針として出
てきているというふうに承知をしております。あ
えて言葉をネーミングするならば、下水道ニュー
フロンティア時代の到来、こういったふうには
思っているわけでありまして、こういったことに
關して、今までの下水道とは違う、さまざまな新
しいフロンティアがあるんだ、この啓発が極めて
重要だと思っておりますが、どのように国民への
啓発を進めていくのか、御所見をお伺いいたしま
す。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

まさに委員御指摘のように、平成十七年九月に
策定いたしました下水道ビジョン二一〇〇におき
ましては、下水道の役割をこれまでの排除、処理
から活用、再生へ転換していくべきであるという
ふうに示しております。

このコンセプトを踏まえまして、下水汚泥の有
効利用の重要性などにつきまして、国民に対する
広報活動を行っているところでございます。
具体的には、地方公共団体では、下水処理場の
見学ですとか、あるいは小学校への出前講座など
を通じた広報活動を行っております。

また、国土交通省では、地方公共団体における
下水熱や下水汚泥のエネルギー利用等のすぐれた
取り組みにつきまして表彰を行いますとともに、
ホームページやパンフレット等によりまして情報発
信などを行っております。

このような取り組みによりまして、最近では下
水汚泥の有効利用などにつきまして、全国的な報
道も多くなっております。

引き続き、地方公共団体等と連携いたしまして、
効果的な広報活動に取り組んでまいります。
○松原委員 こういった広報活動を考えたとき

に、役所だけでは不十分だろう。特に、地方公務員に占める下水道職員の割合は二、三%にとどまっている。これは極めて、ほかに比べても相対的にその数値は低下しているわけであります。

役所だけでは国民に対する啓発が不十分であるということを含め、民間の力も活用していくべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

まさに委員御指摘のように、非常に地方公共団体の職員は限られております。

こういった中で、地方公共団体におきましては、維持管理業務につきまして、九割以上が民間委託されております。このような中、民間企業と住民等との接点も増加してきておりまして、広報活動におきまして、民間企業の役割がこれまで以上に大きくなってきているというふうに認識しております。

このため、より一層効果的な広報を推進していくため、産学官のメンバーから成ります下水道広報プラットホームというものを平成二十四年度に設立いたしました。このプラットホームにおきまして、マスコミを通じて広報活動ですとか、あるいは親子に下水道を学んでいただくイベント等を実施してきているところでございます。

今後とも、この下水道広報プラットホームの会員数の増加や活動内容の拡充に努めまして、国民に対してわかりやすい広報活動を推進してまいります。

○松原委員 いずれにしても、下水道の維持補修、それから再構築、これはやはりお金がかかる作業になってまいります。そのときに、下水道が、従来のイメージだけではなく、従来のイメージというのとは、つまり排除、処理の下水だけではなく、下水道ニューフロンティア時代であり、そこにさまざまな無限の可能性があるんだ、こういったことを啓蒙することは、極めて、国民の側からすれば、そこにさまざまな費用がかかることを了解できる要素になっていくだろうと思っております。

したがって、この啓蒙というのは実は極めて重要であって、下水道は従来のイメージとは違うぞ、その啓蒙の話は今担当の方がおっしゃったわけですが、このことに対して大臣の決意をお伺いいたします。

○太田国務大臣 役所の人のPRというのは本当に下手だなと私は思っています。私たち政務で入っているメンバーがその辺をもっと、私も広報官のような感じで指揮をとることもあるわけですが、世の中に敏感であるというのは、その政治家の一つ役割として大きいというふうに思っています。

下水道は間違いなく老朽化をしてくているという状況にもございますものから、それが道路の陥没というような防災的な問題というのにも非常に深刻な問題でもあり、同時に私は、現実的にエネルギーの再生ということをやっているところを見に行ったり、あるいは下水道の老朽化対策としてSPR工法等を現実に見せていただいて、見ると、これは本当に言いたくなるほどのすばらしい技術水準だと思えます。

そうした再生あるいは老朽化対策という姿、そしてまたエネルギーを初めとする活用という姿、さまざまなものを現実にあらわしたところをつくり、そしてそれをより発信していくということが極めて大事な我々の役割であるということをおっしゃっているところでございます。

○松原委員 大変重大な決意でありますので、ぜひとも、下水道ニューフロンティア時代、太田大臣のリーダーシップでさらに進めていただきたいと思っております。

次に、島、島嶼部のことでお伺いいたします。海底光ファイバーケーブル施設についてであります。

御案内のように、東京は、小笠原には光ファイバーが行っているわけでありまして。しかしながら、小笠原よりはるかに近い利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島、この五村六島にはサービスが行っていないわけでありまして。小笠原に行っ

ているということは、これは大変にありがたいこととありますが、逆に言えば、近場のこの五村六島に行っていない。

東京都は、平成二十六年十二月発行、ついでの間でですね、東京都長期ビジョンで、平成二十九年、二〇一七年にサービス開始、こう書いてあります。が、このあたりの状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○吉田政府参考人 ただいま委員御指摘の五村六島につきましては、光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の早期整備を希望されているところでございまして、現在、東京都におきまして、当該五村六島への海底光ファイバーの整備が検討されているところでございます。

この整備を進めていくためには、まずは、整備主体であります東京都におかれまして、当該地域の実情に応じました整備方針を早期に策定していただくということが重要であるというふうに考えております。

この観点から、私も総務省といたしましても、これまで、東京都及び当該五村から成る島嶼五村におけるインターネット等利用環境整備に係る検討会というのが設けられておりますが、その場に私も参加するなどいたしまして、都との連携を図ってきたところでありますが、今後とも、整備方針の早期策定に向けまして、都に対して必要な助言を行うなど密接に連携をしながら、五村六島における光ファイバー等のブロードバンド環境をできる限り早期に改善できるように努めてまいります。

○松原委員 これは昨年十二月に東京都はそういったことを書いているんですが、どうも話を聞いていると、なかなかこの平成二十九年は難易度が高いんじゃないかという話であります。ここでこれ以上この点を議論して、どうだあだとは言いません。

とにかく、早期にこれをつくっていただきたい。特に、ブロードバンド、こういったものがないと地域振興もなかなかできない時代に今なっている

わけでありまして、そういった意味では、本当に密接に東京都と連携をして、国としても国土の均衡ある発展から断固これをやるんだと、もう一回決意を示してもらえますか。

○吉田政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、これはまず整備主体である東京都が基本となる整備方針を定めていただく必要がありますけれども、例えば先ほど申し上げました検討会、私ども、当初設置されたときは参加しておりませんでしたけれども、昨夏から参加させていただいて、都あるいは当該五村との連携を密にするように努めてまいっているところでございますが、今の御指摘等を踏まえまして、できるだけ早期に事態が改善されるように、私どもも都との連携をより密接にしていきたいというふうに考えております。

○松原委員 これは所管省庁は総務省であります。国土交通大臣としても何か御所見があれば、お伺いいたします。

○太田国務大臣 今の答弁をしっかりとらいたいな、こう思います。

○松原委員 大変貴重な援護射撃ということで、ぜひ総務省、頑張ってくださいと思います。

次に、ジェットフォイルの接岸率を上げるため、港湾整備を進めるべきだと思っております。島は波が荒いと、ジェットフォイルというのは低速になるとスピードダウンするわけで揺れてしまふ。これに関してどういことをするべきか、大體承知をしていると思いますが、簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

○大脇政府参考人 伊豆諸島の各島におきまして、海上輸送が人流、物流の主要な手段となっております。いま、港湾は離島のライフラインとして欠かすことのできない重要な役割を担っているというふうに認識してございます。

しかし、委員御指摘のように、こういった離島の港湾におきましては、厳しい自然条件によりまして港内の静穏度が十分に確保されていないという状況でございます。したがって、ジェットフォイルやフェリーなどの定期船の欠航がたびた

び発生するなど、安定的に就航できていないという問題がございます。

このため、現在、港湾管理者であります東京都におきまして、定期船の就航率の向上を図るために、補助事業、社会資本整備総合交付金などを活用した事業によりまして、地元の意向も伺いながら、岸壁や防波堤などの整備が進められているところと聞いてございます。

国土交通省といたしましては、港湾管理者と調整しながら早期に事業の効果が発現できるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松原委員 こういった整備も地方活性化の最低限必要条件、十分条件かどうかは別にして、必要条件であると思います。ぜひ早期にお願いをしたいと思っております。いわゆる防波堤等の整備ということですね。

次に、島に就航する高速ジェット船の利用者のためのトイレがないと。新島の例えば若郷に、本来ジェットフォイルはそこに入らないわけですが、ほかの関係で入ることがある。そのときに、やはりそこ待合やトイレがなくて、大変に困難な状況があったという話を聞いております。

そういったことについて、これは水産庁の所管でありますので、どのように対応するのかお伺いいたします。

○高吉政府参考人 お答え申し上げます。

漁港に入港する定期船の利用者のための待合所等の整備につきましては、強い水産業づくり交付金等の活用が可能となっております。定期船利用者の安全の確保と利便性の向上のため、待合所等の整備につきましては、漁港管理者である東京都と調整しながら、地元の御要望に適切に対応してまいりたいと考えております。

○松原委員 個人を言うのと若郷等もそうでありますが、そこで雨が降ったりして、しかし、ジェットフォイルが来る、桟橋で待っている、ちよつとジェットフォイルが時間がかかる、トイレに行けない、こういう本当に人道的な問題とも言える課

題があります。

もちろん、水産庁としては、ジェットフォイルが来るのは、これは漁港であるから本来前提にしていなかったということかもしれませんが、ぜひそこは、全てが日本国民でありますから、そういった整備を心より早期に実現していただきたい。改めて、今の答弁を受けてさらに要望しておきたいと思っております。

次に、いわゆる防風塀、防風林ですね。この整備、修理、修繕に関して、島は、こういったものが今まだ十分に立ち直っていないということも島民から仄聞しているわけでありますが、林野庁にお伺いいたします。

○本郷政府参考人 お答え申し上げます。

島嶼部における風対策の一環として、海岸部において飛砂害等から家屋を保全するための防風林を整備することが重要と認識しております。

このため、農林水産省においては、このような海岸部における防風林が持つ飛砂害、潮害の防備等の災害の防止機能を発揮させ、背後の家屋などを保全するため、治山事業により、樹木の植栽や植栽木の保護を図るための防風柵の整備などを行っているところでございます。

今後とも、地域の実情を踏まえ、地元自治体と連携を図りながら、島嶼部における防風対策を進めてまいりたいと考えております。

○松原委員 今言ったジェットフォイルが入港できるように、波の揺れが来ないように防波堤をつくるであるとか、待合、トイレを整備するとか、これはもう所管が水産庁であろうと港湾局であろうとそうであります。さらには、今言った防風林とか、こういったものは本当に重要な地域活性化、冒頭言ったブロードバンドというのはさらに重要であります。こういったことをぜひともきちつとやった上で国土の均衡ある発展を目指していただきたい、このように思っております。

次に、空港の計器飛行の整備状況ということについてお伺いしますが、大島、三宅、新島、神津もそうでありますが、島民の足となっている調布

飛行場からの就航率を上げるための整備、バックアップはどういうふうな状況か、お伺いいたします。

○田村政府参考人 御質問の大島、三宅島、新島、神津島、これらの空港でございますけれども、東京都が設置、管理する空港でございますが、国土交通省としても、離島における航空路線というもの的重要性というのは十分認識をしております。

大島につきましてはILSを設置いたしておるわけでございますけれども、ほかの島につきましては、なかなか地形的に困難がございまして、ILSは設置できないのでございますけれども、衛星を活用した進入方式の導入などの対策で、就航率向上に資する取り組みを行っているところでございます。

今後引き続き、各空港の設置管理者である東京都の御要望、それから、今後の技術開発の動向というふうなものも踏まえつつ、さらなる就航率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○松原委員 あと、同じ空港関係といいますが、空の関係になります。愛ランドシヤトル、これは私も乗ったことがありますが、運航している。このヘリコプターであります。この就航率アップの推進についてはどのようなことを検討しているのか、お伺いいたします。

○田村政府参考人 ただいま御質問のありました愛ランドシヤトル、これは離島をつなぐヘリコプターの航路でありますけれども、特に小さい離島で島民生活にかけがえのない交通機関になっているというふうに承知をしております。

就航率の向上ということになりますと、ヘリポートの整備みたいな話があるかと思っております。これは、かつてはヘリポートに対する補助制度というものもございましたけれども、地方分権推進委員会の方針に基づいて十年前に廃止されております。

今、ヘリポートの設置主体となる自治体それから民間事業者における議論、これが重要であると

思いますけれども、航空局といたしましては、地域から御相談があれば技術的助言もさせていただきますし、仮に設置に係る申請が出てくれば、航空法に基づきまして適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

○松原委員 ぜひ、東京都とも相談しながら、こういったことをより整備するというところでお願いしたいと思っております。

次に、一つのアイデアとして多くの島民から言われたわけでありますが、調布飛行場と空路が結ばれている大島、新島、神津島、三宅島、こういったところの新鮮な魚介類を調布、多摩地区を中心に供給するというイメージの島市場センターというものを創設できないかと。これは東京都がやれという話かもしれませんが、国土の均衡ある発展からこういったものがつくられれば、極めてこれは有効だろうというふうに思っております。

やはり、そういった産品を消費地である東京の方々に知ってもらおうということも島の活性化につながると思っております。こういったことに対して何らかの御所見をお伺いできませんでしょうか。

○本東政府参考人 島の活性化のためには、それぞれの島の地域特性に応じまして主体的な取り組みを進めていくことが重要であるというふうに認識しております。

委員御提案の産地直送の島市場センター、こういったものの設置も、新鮮な魚介類というまさに島の地域資源を生かした主体的な地域活性化のためのアイデアというふうに存じ上げております。

こういった施設の設置自体は、基本的には地元の自治体の方々ですとかあるいは関係事業者の方々が力を合わせて取り組まれるものというふうな承知しておりますけれども、設置が実現しました際には、私ども国土交通省としても何らかの御支援をさせていただける可能性はあるんじゃないかというふうに考えております。

具体的には、私ども、離島活性化交付金という予算を持っております。交流促進、定住促進の

ための取り組みを支援しております。こういった予算を活用しまして、施設のPR、あるいはイベントの開催、また、こういった施設で販売される島の特産品の開発、こういったものについての支援を検討することができないのではないかと、うふうに考えているところでございます。

○松原委員 時間がなくなってきたので、私も簡潔にお伺いします。簡潔にお願いしたいと思いますが、

東京都の島嶼部二百海里水域の海底資源調査の予算確保といいますが、この調査の進捗、民間を活用すべきではないかという意見がありますが、御所見をお伺いいたします。

○住田政府参考人 御指摘の島嶼部における海底、海洋鉱物資源でございますけれども、現在、海底の鉱石を掘る探鉱、あるいは掘った鉱石を海底から引き揚げる、揚鉱と申しますが、こういった生産技術の開発とともに、どこにどのぐらいどのような資源が存在しているかということについて調査を行っております。

平成二十六年度は、小笠原周辺の海域において、こちら民間の調査船を活用しまして、四十日間程度の調査航海を二度実施いたしました。南鳥島周辺におきましては、JOGMECの調査船で三十日程度の調査を二度実施しております。

日本の周辺海域、東京都の島嶼部を含めまして広範に鉱物資源が存在しておりますので、この調査を目に見えて加速するためにも、民間の調査船を最大限活用していくことが大事だと思っております。必要な予算を確保しまして着実に進めてまいりたいと思っております。

○松原委員 目に見えて加速をする、この一言は極めて重要ですので、頑張ってください。

次に、過日大変更問題になりました小笠原のサンゴ、今どういう状況で守られているか、お伺いいたします。

○佐藤政府参考人 お答えします。

昨年九月中旬以降、小笠原諸島周辺海域において、中国サンゴ漁船と見られる外国漁船を確認い

たしました。

海上保安庁では、全国規模での運用調整を行い、大型巡視船や航空機を投入するとともに、水産庁や東京都などの関係機関と連携して取り締まりを行い、これまでに十隻十一人を逮捕したところでございます。

こうした取り締まりなどの結果、小笠原諸島周辺海域等の領海内で、中国サンゴ漁船と見られる外国漁船は昨年十一月下旬以降はほぼ確認されなくなりました。

その後、一月二十二日を最後に確認しておりますが、引き続き、警戒を緩めることなく、水産庁や東京都などの関係機関と連携して対応してまいります。

○松原委員 離島振興で、人口減少の防止、定住促進は極めて重要であります。離島における交流の促進やPR活動の認識いかな。

○本東政府参考人 離島の振興を図る上で、御指摘の定住促進、交流促進、非常に重要な課題であるというふうに考えております。

先ほど申し上げました離島活性化交付金というものを活用しまして、ホームページですとか印刷物を通じた離島のPR事業、あるいは観光モニターといった事業に取り組んでおります。

また、毎年十一月には、全国の離島が一堂に会するアイランダー、こういう行事もやっております。昨年も全国から約二百の島々が御参加になり、二日間一万四千人の御来場ございました。今後とも、こういった交流促進に積極的に取り組んでまいります。

○松原委員 最後に、太田大臣の離島振興、特に東京都の島嶼部の離島振興に対する意気込みを聞かせていただいて、質問いたします。

○太田国務大臣 航空関係あるいは船の関係、交通網を初めとして、また、そこでとれるものについてそれを展開する、さまざまなことで非常に貴重な島が定住が図られて、さらにまた発展するというようなこと、小笠原も含めて、強く意欲を持って取り組みたい、このように思っています。

○松原委員 終わります。

○今村委員長 次に、横山博幸君。

○横山委員 おはようございます。維新の党の横山博幸でございます。

二十分間だけでございますけれども、数点質問させていただきますので、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

まず、四方を海に囲まれている日本では、国難は海からやってくると言われておりますが、海上保安庁の関係について、現状と使命について具体的にお伺いをしたいと思います。

尖閣諸島では、二〇一二年の九月に島の取得、保有以降、海上保安庁のデータによりますと、これと三月末までに実に百十三件、延べ三百六十一隻の中国公船による領海侵入が繰り返されております。

このような現状に対し、我が国においても、大型巡視船十四隻相当の専従警備体制の確立を進め、体制の整備を行っていると認識をしておりますが、対して中国側も、海警局の船をさらに増加させるとの報道もあります。

このような状況下、尖閣における海上警備体制は十分であると考えておられるのか、また、今後さらなる警備の強化に努めていかれるのか、見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

尖閣三島の取得、保有以降、尖閣諸島周辺海域では、中国公船による徘徊、接近や領海侵入が繰り返されております。

このような情勢を踏まえ、海上保安庁では、中国公船への対応を強化するため、今年度中に尖閣領海警備専従体制を構築すべく、大型巡視船の整備や要員の確保などを進めているところでございます。

また、中国公船の増強など、さらなる情勢の変化が生じた場合においても、これに的確に対応できるように、高性能化を図った巡視船の代替整備を着実に進め、全国からの応援派遣体制の構築を進めているところでございます。

さらに、尖閣諸島周辺海域における監視能力を強化するため、高性能化を図った航空機の整備なども進めているところでございます。

海上保安庁といたしましては、今後とも、必要な体制整備などを通じて、尖閣諸島周辺海域における領海警備に万全を期してまいります。

○横山委員 大変ありがとうございます。ぜひ、事前の策として、しっかりと警備体制を整えていただきたいと思います。

次に、先ほど松原委員からありましたけれども、中国のサンゴ漁船の関係でお伺いしたいと思います。

昨年九月以降の小笠原周辺海域の中国サンゴ漁船と見られる外国漁船への対応については、海上保安庁の尽力を認めておりますが、対応が万全であったとはいえないのではないのでしょうか。

一方、海上保安庁の平成二十七年予算はすきのない海上保安体制の構築をうたっておりますが、小笠原方面への巡視船の増強はあるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

小笠原諸島周辺海域では、昨年九月中旬以降、中国サンゴ漁船と見られる外国漁船が多数確認されたことから、水産庁などと連携し、厳正な取り締まりを行った結果、昨年十一月下旬以降、ほぼ確認されなくなり、一月二十二日を最後に領海内において中国サンゴ漁船は確認していません。

また、海上保安庁では、全国で巡視船艇、航空機により監視、取り締まりを行っており、平成二十六年には、小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ漁船十一隻を初め、平成二十五年の二倍を超える二十四隻の外国漁船を全国で検挙しております。

このように、我が国周辺海域をめぐる状況は一層厳しさを増していることから、海上保安庁では、高性能化を図った巡視船、航空機の整備など、体制強化を図っているところでございます。

引き続き、小笠原諸島周辺海域を含め、我が国周辺海域において徹底した監視、取り締まりを

行つてまいります。

○横山委員 大変ありがとうございます。ぜひ再発防止に全力で努めていただきたいと思ひます。

次に、少し視点を交えまして、タクシ事業の現状と課題についてお伺ひしたいと思います。

平成二十六年一月に改正タクシ適正化・活性化法が施行され、同法施行とともに準特定地域の指定基準については示されましたが、特定地域の指定基準についてはことし一月に示されたところであります。

その後、仙台市、秋田交通圏、新潟交通圏及び熊本交通圏の四区域の特定地域の指定について、運輸審議会に対し諮問がなされました。

このうち、仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏については審議会から指定が適当である旨の答申がなされたところでありますが、今後の見通しをお伺ひしたいと思います。

○田端政府参考人 委員御指摘のとおり、仙台、秋田及び熊本の特定地域の指定につきましては、四月二十八日に運輸審議会へ諮問し、御審議をいただいておりますが、今週二十六日、指定することが適当である旨の答申をいただきました。これを受けて、当該三地域については、六月一日付で特定地域の指定を行うこととしております。指定後は、各地域の協議会において減車等の方法やタクシ事業の活性化の取り組みについて計画を取りまとめ、認可等の手続を経た上で実施することとなります。

この計画に基づいてタクシの適正化、活性化にしっかりと取り組むことによりまして、各特定地域において、供給過剰の解消や運転者の労働環境の改善を通じ、タクシの安全の確保及び利用者の利便向上が図られるものと考えております。

○横山委員 大変ありがとうございます。

通告はしていませんけれども、千葉県であったと思いますが、不同意の地域があります。この不同意の要因はどんなことでしょうか。

○田端政府参考人 委員御指摘のとおり、同意を

しないとしております地域がございます。ただいま御指摘ございました千葉県において、現在、準特定地域に指定されておまして、これまで自主的な減車の取り組みなども進めてきておるところであります。

その中で、現時点において、減車につきまして進めていくということについて過半数以上の同意が得られなかったというふう聞いておるところであります。

○横山委員 了解いたしました。

次に、特定地域の指定基準に該当する仙台市など四区域を除いた残りが二十五区域あると思われましても、特定地域指定に向けた現在の状況と今後の見通しについてお伺ひしたいと思います。

○田端政府参考人 お答えいたします。

昨日までに、二十五地域のうち八地域につきまして協議会の同意が得られておまして、仙台市など四地域を加えますと、同意が得られた地域は合計で十二地域となります。

一方、八地域においては同意をしないこととされております。

その他の九地域につきましても、六月中旬に順次協議会が開催されるものと承知しております。

協議会の同意が得られた地域については、順次運輸審議会へ諮問する予定でございます。

○横山委員 大変ありがとうございます。

タクシの関係で、あと一点だけお伺ひしたいと思います。

近年のタクシ業界では、乗務員の収入減によるところも多く、乗務員が非常に不足している。これはバスの業界においても同じことでありますが、この乗務員の資格であります二種免許の取得について、助成制度等がありましたら御説明いただきたいと思ひます。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省といたしましては、労働者のキャリア形成、企業の人材育成を促進する観点から、さまざまな支援措置を行っているところでございま

す。

御指摘の第二種運転免許につきましても、労働者に対しましては教育訓練給付制度、事業主に対しましてはキャリア形成促進助成金で支援しているところでございます。

もう少し具体的にお話しさせていただきます。まず、労働者でございますけれども、雇用保険の加入期間が一年以上の方など、一定の要件を満たす方が第二種運転免許取得のために自動車教習の指定された講座を受けて修了した場合には、かつた経費の二割、上限十万円までを個人に給付しております。

一方、事業主でございますけれども、第二種運転免許のための能力開発計画を立てていただいで、それを実施した場合、その経費を負担する事業主に対しましてかつた経費の二分の一及び賃金の一部を助成する、こういった支援を行っております。

こうした制度によりまして、引き続き、第二種運転免許取得を目指す労働者や企業の人材育成に関する取り組みを労働省としては支援していきたいと思っております。

○横山委員 ありがとうございます。積極的な支援をお願いしたいと思います。

続きまして、地域課題、愛媛県の関係について、先般、西村副大臣も愛媛県にお越しいただいたので、この件について、少し細かいところになりますけれども、質問をさせていただきますと思ひます。

まずは、インフラの整備の関係につきましても、高速道路は、地域の活性化や産業振興の基盤となるほか、災害対策や救急医療などに資するまさに命の道であると考えております。

愛媛県では、特に今治小松自動車道の整備を望む声が非常に強く、早期の整備が必要と考えておりますが、国土交通省はこの今治小松自動車道に關してどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西村(明)副大臣 横山委員におかれましては、松山外環状道路のインター線の開通式にも御出席

いただきまして、道路整備事業に御協力を賜り、ありがとうございます。

御質問の今治小松自動車道路につきましても、御承知のように、延長約二十三キロの高規格幹線道路でございます。瀬戸内しまなみ海道と一連で機能しております。瀬戸内しまなみ地方のアクセスを強化する重要な道路でございます。

この道路の整備によりまして、南海トラフ巨大地震時におきましては、本州からの支援部隊の被災地へのアクセスが向上するなど、救命救助、復旧活動の迅速化に役立つものと認識しております。

また、瀬戸内しまなみ海道自転車道を初めとする地域の豊富な観光資源へのアクセスが改善され、外国人旅行者の誘致を含めた広域的な観光交流の促進が期待されているところでございます。

この道路は、これまでに全体の約六割が開通しております。残りの未開通区間でございます今治インターチェンジから今治湯ノ浦インターチェンジ間につきましては、現在、用地買収率が七五％となっておりまして、今治インターチェンジから今治朝倉インターチェンジ間におきまして、今年度より新たに工事に着手する予定でございます。

引き続き、地域の皆様の御協力を賜りながら、今治小松自動車道全線の早期開通を目指して整備を進めてまいります。

○横山委員 大変ありがとうございます。

ぜひ積極的に進めていただきたいと思ひます。松山市と宇和島市はお越しいただいたんですけれども、今治市も、次に質問します造船の町でもございますので、ぜひ一度視察にお伺ひいただきたいと思ひます。

次に、造船の関係についてお伺ひいたします。中国の経済成長の減速を背景に、鉄鉱石や石炭などのばら積み貨物の輸送量が減少し、船が供給過剰になって、用船料がかなり低下をしております。ばら積み貨物船の新造船需要が減少しております。現状ではありますけれども、このため、タンカー

やLNG船などの種類の船舶の建造実績がほとんどない造船会社では、目下の円安基調にもかかわらず、将来建造する船の受注に苦戦している状況にあります。

このような造船業界の将来の見通しが不透明である中、日本の造船所が生き残るためには、中国、韓国に対して優位性を持つとされる技術力で競争力を確保したり、中韓に負けない生産力を保持し、どのような受注にも対応できる体制を整えたりする方策が必要であると考えております。また、設計者などの高齢化が進む中、人材の育成も急務であります。

造船業の今後の見通しについて国土交通省の見解をお聞かせいただきますこと、日本の造船業の課題と対応の方向性もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○森重政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の造船業は、中国、韓国との国際競争下にございますが、総受注量は、二〇一三年以降、円安に支えられまして、増加基調で推移してまいりました。その結果、現在、約二年分を上回る受注の残を確保しております。今後は、建造能力に見合いました受注量を維持していく局面に入っているものと考えております。

直近の状況といたしましては、委員御指摘のように、中国の経済成長の減速の影響によりまして、石炭などを輸送するばら積み貨物船の受注量は確かに減少しておりますが、一方で、世界経済の成長やエネルギー需要の増大によりまして、コンテナ船、タンカー、LNG船などの受注量は増加しております。

さまざまな要因による市場の変化はございますけれども、中長期的に見て、世界経済の拡大に伴いまして造船市場は拡大していくものと見込んでおります。

この成長を我が国に取り込んでいくために、一つは委員御指摘の競争力の強化、新分野への進出、そして人材の確保、育成が課題となっております。国土交通省といたしましては、第一に、競争力

の強化につきましては、さらに省エネの技術開発を進めまして、その技術的優位性に基づく国際基準化を進めてまいります。また、受注力を強化するために、企業連携、グループ化などを支援してまいります。

第二に、新分野への進出でございます。海洋資源開発への進出や、シェールガス輸送に対応いたしましたLNG船などへの取り組みを支援いたします。

第三に、御指摘ございました人材の確保、育成につきましては、産学官の連携のもとで、インターンシップによる造船の認知度の向上でありますとか、あるいは地域における共同技術研修などの取り組みを推進してまいります。

○横山委員 大変ありがとうございます。積極的に取り組みをしていただきたいと思います。積極的時間もございませんので、あと一点だけ、地域課題を質問させていただきます。

現在、JRR松山駅にある踏切は、交通渋滞や踏切事故など、住民生活や経済活動に悪影響を及ぼしている状況でございます。このような場所を立体交差化し、周辺も含めて主要駅を早期に一体的に整備することが重要と考えておりますが、国土交通省はいかにこの点について認識されておりますか。お聞かせをいただきたいと思います。

○小関政府参考人 御指摘のように、松山駅周辺は、JRR予讃線と車両基地、貨物駅により市街地が東西に分断され、踏切遮断による交通渋滞の日常化、駅周辺の一体的な発展の阻害が、新たな都市機能の集積を図る上で問題となっております。

現在、愛媛県による連続立体交差事業、松山市による土地区画整理事業が一体的に実施されているところでございますが、このような取り組みは、県都にあさわしい魅力ある都心の形成に効果的であるというふうに考えているところでございます。

国交省としては、県、市に対して、事業が円滑に進むよう、技術的、財政的な支援を引き続き行っ

てまいりたいと考えております。

○横山委員 大変ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○今村委員長 次に、松木けんこう君。

その前に、ちよつとお知らせいたします。

鹿児島県の口永良部島で噴火があり、火砕流が海岸まで到達、避難にレベルが引き上げられました。

以上、お知らせいたします。

松木けんこう君。

○松木委員 維新の党の松木けんこうでございます。質問させていただきます前に、大臣、もし何か必要とあらば、私がしゃべっている途中でいなくなっても構いませんから、本当に。今、もちろん。大切なことですので、かなり大きな火山の爆発があったということでございます。

副大臣もいなくなると、私のは誰が答えてくれるのか。まあ、役所の方でいいですよ。それでは、きのうちよつとテレビを見ていましたら、タイの方で日本の高速鉄道が採用された、非常に何かうれしいなというふうに思いました。ああいうことがどんどん続けば、日本というのは平和に対してもどんどん貢献できるんじゃないかなというふうに思いました。

そこで、国交省の方、誰でも結構でございます。お願いがあります。

北海道の方は、やつと北海道新幹線の端緒を、民主党政権のときに三井物産国交副大臣が頑張ったつていただきました。そして、今の与党の皆さんが頑張っていたら、大臣も含めて頑張っていたら、五年間短縮になりました。札幌延伸ですけれども、ぜひこれをもうちよつと何とか頑張っていたら、という要望でございます。それとも一つ、答える人がいなかったら、このままでいいです。

あと、山手トンネル、できましたよね、皆さん。私は杉並に住んでいるんですけど、いつも外苑というところから大渋滞していたんです。ところが、山手トンネルというのが全線開通しましたら、全く渋滞しなくなった。いやあ、大したものですよ。公共事業というのは、ああいういい公共事業もやはりあるんだということをつくづく思ったわけでございます。

そこで、お願いなんですけれども、北海道はまだ高速道路が大部分できていまして、ぜひこれは少しでも北海道にも目を向けていただきたいというふうに思っております。これに関してのお答えはしなくて結構でございます。後で大臣が何かに紙でもお渡しいただければと思います。

大丈夫ですか、このまま私が続いても。大丈夫ですか。いいですね。では、このまま続けさせていただきます。

そして、きょう私が質問をさせていただくのは泉岳寺の問題なんです。

泉岳寺というのは、皆さんもよく御存じの赤穂浪士のお墓があるところなんですけれども、あそこ、山門がありまして、その山門の横に八階建ての二十四メートルの建物が建つというところで、これは実は予算委員会の際にも私は太田大臣に質問をしたことがあるんですけども、このことをちよつと質問させていただきます。

この周辺住民の方々というのは、この地域では長らく、建物の高さは三階までぐらいだということなので、自主的に皆さんは配慮をされていたようなんですよ。ところが、今回の計画では山門の真横なんです。写真を持ってくればよかったですけれども、山門の本当に真横に二十四メートルの高さのマンションが建つんです。

それで、いかがなものかなというところで近くの方々は騒いでいるわけなんですけれども、予算委員会でも国交大臣のお話にもありましたが、景観法に基づいて景観行政を行うのは地方公共団体であり、本件の場合は東京都港区が景観行政団体だということでありました。

一方で、赤穂浪士のお話というのは、広く日本人全体が共有をしている大切な歴史的な事件であり、日本の心とも言えるような物語も含んだ、そ

ういう土地柄だというふうに思っています。その意味で、この泉岳寺の景観問題というのは、広く国民全体でも議論すべき話なのかなというふうにも思っているわけでございます。

ここで、景観問題の議論を考えたときに、最近の事例ですと、広島県の福山市の瀬の浦景観訴訟というのがありました。これは、宮崎駿監督のアニメの「崖の上のポニョ」の舞台のモデルとされる瀬の浦の一部を埋め立てて、迂回路としての道路を通す橋を整備する、こういうことについての議論だったようです。

この中身については余り触れませんが、この議論の過程で、当時の金子一義国交大臣が、計画には国民同意が必要だと言っている方々をされているんですね。当時の国交省のトップが、ある特定の景観について、非常に貴重なものだから、地元同意、住民同意だけではなくて、さらにハードルが高い国民同意が必要ということ指摘されたんですね。

金子大臣は平成二十一年一月三十日の大臣会見で、国民同意の真意について、計画の見直しを求めているのかという記者の質問にこう答えているんですね。「国民の同意を取り付けてくれよということなんです。その過程で見直しも当然あるのだからと思います。これは口にはしませんが、口にはしているというお話をしているんですね。口にはしているんですけれども。このときは、いわば国交省として、景観、特に歴史的文化的財が形成する景観の大切さを強く指摘しているわけでありまして。

その後、広島地裁で、計画に必要な海面の埋め立てを差しとめる命令が出ました。政権交代後に国交大臣を務めた前原誠司大臣が、平成二十一年十月一日に大臣会見で、「現段階において、司法の判決というものを我々は重く受け止め、広島県がどう判断をされるのかという注視をして参りたいと考えております」とした上で、埋め立ての認可をどうするのかの判断について、「まだその前提が、認可するしないの前提が整っていないという状況だと思っています。」というこ

とで、慎重に対処したわけです。

こういった経緯を踏まえてお尋ねしたいんですけども、泉岳寺の景観の重要性についてどういうふうにお考えなのか、お答えできる人、答えてください。

〔委員長退席、大西(英)委員長代理着席〕
○小関政府参考人 歴史的な建造物の周辺の景観保護につきましては、国土交通省としても重要であるというふうに認識しております。

良好な景観形成に向けて、景観法あるいは都市計画法といったような法律に基づきまして、地方公共団体が建築物の高さ等につきまして、地域の実情に応じてきめ細やかな規制を行うことが可能となっております。

既に、多くの地方公共団体で活用されております。

例えば長野県の松本城周辺では、松本市が、都市計画法に基づき高度地区を設定し、詳細な高さ制限を行うことにより、歴史的建造物周辺の景観保護を図っております。

また、京都市におきましても、景観法や都市計画法に加えて、独自の条例も組み合わせて、さまざまに取り組みを行っております。例えば二条城の周辺でございますが、半径五百メートルの範囲で建築物の高さとデザインを規制するといったようなこと、あるいは、大文字を市内から眺望できるように、標高による建築物の高さをだんだんに制限するといったような規制、制限も独自に行っております。

御指摘の、泉岳寺周辺の高さ等の規制につきましては、港区が既に判断をされたものでございまして、港区の方におきまして事前に十分に御検討いただいたものと理解をいたしております。

○松木委員 大臣がいいます、もうちょっと優しい言葉をかけてくれたと思うんですけども、しようがないといえようがないんですけども、確かに、港区の方が決めたといえれば決めたのかもしれないけれども、要するに、もうちょっと何とかかならぬのかということなんです。

我々は政治家ですから、そして法律もあるし、それに従うのもよくわかるけれども、どう考えても、局長さん、大門があるでしょう。要するに、入るところ。あの横に二十四メートルのマンションが建つんですよ。その奥に赤穂浪士の墓があるわけですよ。今、日本が観光立国と言っているじゃないですか。であれば、僕は、もうちょっとやばり考えなきゃいかぬのじゃないかなというふうに思っています。

そこで、ちょっと大臣がいなくて困ったなと思うんですけども、前に聞いたときに、何とかならぬのですかということでお話をしたときに、大臣はこう言っているんですね。

「あくまで、例えば泉岳寺の場合、港区ということになりますけれども、今回の例にそれが届くかどうかはわかりませんが、とにかく、港区は非常にほかにもいろいろありますから、そうした工夫ができないものかということについては申し上げたい、このように思っているところなんです。」という答えをいただいているんですね。私が景観問題を聞いたときにですね。

あくまで港区という話をされていますので、これはそれとおりなんですけれども、同時に、工夫ということもお話をいただいているんですね。それで、このときに、景観を守るための手段について自治体の相談に乗っていくということも言っていたんですね。

その後、国交省として港区とこの課題に関してやりとりがあったのであれば、その内容をちょっとと教えていただきたいと思います。

○小関政府参考人 三月五日の予算委員会におきまして議員の御質問をいただきました。その後、大臣の方から御指示をいただきました。私も都市局の担当課の方から、港区の担当課に對しまして、国会での御質問の内容、そして大臣のそのときの答弁の内容についてお伝えをさせていただきました。

なお、その後、港区さんの方から、私どもの方に対して、御相談等はいただいているという状況でございます。

況でございます。

○松木委員 一応、国会のところでこういう話し合いがあったということは伝えていただいた。伝えたときに、ちょっとこういうことがあるから、おまえ、気をつけるよと、こういう感じで言ったのか。そんなに強いは言わなかったのかな。そして、その後、答えがないんですよ。答えはどんなだとかちょっと聞いてみたらいいんじゃないかなと思うんですけども、どうですかね。

○小関政府参考人 本日の委員会でも御質問をいただきましたので、改めて、港区の担当の方に、本日の質疑内容についてお伝えをいたしたいと思っております。

○松木委員 局長さんですよ。ぜひ頼みますよ、もうちょっと。

大分建つてきちゃっているという話もあるんですよ。やはり日本の心みたいところですから、横に二十四メートルはまずいですよ。それは法律違反を犯しているという話ではないんですけども。

私、思うんですけども、札幌にも、何というんですか、三大がっかり景観みたいな話がありまして、前田議員が笑っているけれども、時計台。皆さん、時計台というのを見に行つたことがありませんか。がっかりしますからね。いいんですよ、すごくいいんですけども、何というんですか、やはり点で残しちゃっているんですね。要するに、ビルの谷間に時計台がぽこんとあるんです。ああいう景観の残し方というのは、どうも僕は、もうちょっと何かきれいにならないのかなとつくづくいつも思っているんです。

要するに、点で残すというのは、やはりだめなんです。面が残すという感覚を、これから観光立国日本というのであれば、そういう意識をもっともつと持っていた方がいいと思うんですね。その中の第一歩としてこの泉岳寺の問題というのもあるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと私もしつこくして申しわけないんですけども、どうですか、局長。

○松木委員　まあ、そういうふうに答えるしかないんだろうなとは思いますが、ぜひ、今回またしつこく聞かれたので、どうするんだということをもた港区とちよっとお話し合いはしていただけますか。

○松木委員 局長、ありがとうございます。

局長方が若干怖い顔で相手に言うだけでもかなり違うんじゃないかと思えますので、少しそこら辺はうまくやっていただきたいなと。

全国の歴史的建造物の位置を一度に確認できるデータベースを構築して活用することはできないでしょうかというふうには私は思っています。

第一類第十号 国土交通委員会議録第十二号

文化庁といたしましても、委員御指摘のとおり、全国の国指定文化財の位置をホームページ上で確認できるデータベース、文化遺産オンラインを既に運用させていただいております。全国の美術館、博物館、国指定の文化財、十一万件が入っており

また、町並みや景観保護の観点から、文化財保護法に基づく重要な伝統的建造物群保存地区や重要な文化的景観を選定させていただいております。

今後とも、自治体による調整が円滑に進むよう、環境整備を図ってまいりたいと存じます。

○松本委員　ありがとうございます。

平成二十七年五月二十九日

○赤池大臣政務官 国指定の文化財は、次世代に継承すべき貴重な国民的財産であるとともに、地域振興、それから観光振興等の核となるものである。

文化財保護法におきましては、国指定文化財の現状変更等については原則許可制をとらせていただいております。許可の判断に当たっては、やは

今年度の予算におきましても、文化財の総合的

この景観という観点から、あるいはまた、観光ということ、歴史と文化を大事にするということと、経済的なそうしたこと、よくバランスをとるということが、松木先生御指摘のように、大事だということふうに思っております。

歴史的建造物やその周辺の景観規制につきましては、こうした事例も参考にして、地方公共団体において、地元の意向等を踏まえつつ十分御検討いただいて、総合的に判断いただくことが重要だと考えておりますが、国交省とまた文化庁、よく連携をとるといふこともさせていただきたいと思っております。

先ほど、大臣がいないときに、ちよつと局長さんにしつこくしつこく、まあ、そうはいうものの、内と泉岳寺のことは考えてよということをしつこく私言っておきましたので。

—
—
—
—

ておきました。

局長さんもちよつと私が余りしつこいので嫌がつていっていると思いますけれども、そこら辺、真面目に皆さん、この泉岳寺のことは僕のところ、何とか本当に、日本の心なんだから、まあ、建てるから物がなくなるわけじゃないんだけど、やはりしつかり残していきたいというお気持ち強い方が多いので、ぜひよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○大西(英)委員長代理 次に、本村伸子君。

○本村(伸)委員 日本共産党の本村伸子でございます。

まず冒頭、本日九時五十九分に、鹿児島県の口永良部島での噴火があり、全島に避難指示が出された。国土交通省としても、安全に避難ができるように、そして、その後の生活支援についても万全の体制をとっていただきたいということをまず冒頭にお願ひしておきたいというふうに思います。

きょうは、公共工事にかかわる家屋被害についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず確認ですけれども、公共工事によって被害がある場合、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領に基づいて補償されますねということを大臣に確認したいと思います。

○太田国務大臣 公共工事によりまして建物の損傷被害が生じた場合には、御指摘の事務処理要領に基づきまして適切に費用の負担を行っているところと。

具体的には、公共工事との因果関係があり、受忍の範囲を超えると認められる損害等に対しまして、必要な最小限度の費用の負担を事業者が行っているところでございます。

○本村(伸)委員 それを前提にお話をさせていただきますけれども、名古屋の環状二号線、国道三〇二号線、その関連工事である雨水貯水池、共同溝の立て坑の工事における名古屋市天白区、緑区

周辺住民の皆さんへの被害について質問をさせていただきます。

私も、この名古屋市天白区、緑区の調査に行きましたけれども、明らかに工事によるものと思われる沿線家屋の各所の被害がございました。ゆがみですとか亀裂、壁にひびが入る、傾く、すき間の発生ですとか、配管の破裂、下水道の傾斜による逆流、こういう被害があとでございまして。

私は、この工事の最中から天白区、緑区にはよく行っておりまして、工事の最中に本当に大きな音で、どすんどすと物すごい大きな音がしたりしてきたのを実感してまいりました。これでは沿線の家屋に被害が出るというのは当然だということに思ってきたわけですから、私が緑区、天白区で活動してまいりました時期も御相談がございまして、愛知県の国道事務所、愛知国道事務所にも伺ったことがございます。

この名古屋環状二号線を初め、この一連の工事にかかわっては、名古屋市長から、二〇一二年に一回、二〇一三年に一回、二〇一四年に一回、名古屋市の天白区、緑区の地域環境審議会での調査審議を受けて、NEXCO中国の名古屋工事事務所長宛てに要請文書が送られております。その中身、三回とも要点をお示ししたかったと思います。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、名古屋市天白区、緑区における名古屋環状二号線工事の家屋補償に、名古屋市長からNEXCO中国、名古屋工事事務所長宛て、平成二十四年十一月以降、三回の文書が送付されております。

まず第一の文書、平成二十四年十一月の文書では、天白区、緑区の十五名の方々から、名古屋環状二号線の建設工事に係る影響等について、名古屋市の条例に基づく調査請求書が市に提出されたこと、これを踏まえて市が調査を行い、その調査結果を調査請求者と天白区、緑区の地域環境審議会に通知したこと、一連の調査を行う過程において、調査請求者からNEXCO中国日本が行った家屋補償に関する調査結果や内容について、わかり

にくい、納得できないといった意見や不満、工事による家屋等への影響について調査を求める意見等があったこと、工事による家屋等への影響については事業主体において適切に対応すること、対象となる住民の方々の理解が得られるよう引き続き尽力いただきたいことなどが記載されております。

また、二番目の平成二十五年十一月の文書では、平成二十五年七月に天白区地域環境審議会において審議された結果、NEXCO中国日本に対して再度文書による働きかけを行ってほしいなどといった要望が名古屋市に提出されたこと、このような状況を踏まえ、引き続き地域住民への理解が得られるよう尽力いただきたいことなどが記載されております。

最後、三番目ですけれども、平成二十六年七月の文書では、平成二十六年一月に開催した天白区地域環境審議会において、過去二回の名古屋市長からの文書を受け、NEXCO中国日本がどう受けとめ、今後どうしていくかということについて文書にてお示ししたかったこと、審議会の意向を理解し、名古屋市に出されたこと、審議会の意向を理解し、NEXCO中国日本の考え方を示していただくこと、対象となる住民の方々の理解が得られるよう尽力いただきたいことなどが記載されております。

以上です。

○本村(伸)委員 名古屋市長からこうした要請文書が出されているわけですから、その後、NEXCO中国日本としてはどういう対応をとられたのでしょうか。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

NEXCO中国日本は、工事実施後の調査、事後調査と言っておりますけれども、この結果を踏まえ、平成二十二年八月以降、住民の方に対しまして家屋被害の状況や被害補償に関する説明を行ってまいりました。

御指摘の名古屋市長からの文書も踏まえ、引き続き、住民の方々の御理解が得られるよう、補償

内容に納得されない方などに対し繰り返し説明を行っているという聞いております。

以上です。

○本村(伸)委員 名古屋市長からも三回、住民の皆さんから理解が得られていないと指摘をされた事業でございまして。

そこで、伺いますけれども、この天白区、緑区の名古屋環状二号線などの一連の工事に関して、NEXCO中国日本が家屋についての事前調査、事後調査を行っております。国土交通省も事後調査を行っております。NEXCO中国日本、国土交通省それぞれ、事前調査、事後調査はいつ行われ、何件だったのか、損失補償した件数は何件だったのか、天白区、緑区でそれぞれお示しください。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

名古屋環状二号線東南部区間は、まず、NEXCO中国日本が高速道路の部分で施工いたしました。その後、国土交通省がそれに並行する国道の部分で施工しております。

NEXCO中国日本が実施した工事の後で、建物等の調査を実施し、NEXCO中国日本の施工期間中に発生した工事に起因する建物等の損害について補償を行っております。

その後、国土交通省が施工した後は、国土交通省が家屋の事後調査を実施し、国土交通省の施工期間中に発生した工事に起因する建物等の損害について補償を行っております。

調査時期につきましては、これから御説明申し上げますけれども、委員配付の資料、これは天白区の一部の地区、それから緑区鳥澄地区のもので提示されておりますけれども、私の方からは、天白区それから緑区全体の数字で申し上げますので、期間がいただいた資料とはちよつと異なっておりますけれども、御了承いただきたいと思います。

まず、NEXCO中国日本は、名古屋市天白区において、平成二十二年十二月から平成十八年十二月までの間、合計千二百七十件の事前調査を実施しております。また、平成二十二年一月から平成二

十二年七月までの間、合計八百七十九件の事後調査を実施しており、これらのうち、これまで百六十六件が補償対象となっております。

緑区につきましては、平成十二年三月から平成十八年七月までの間、合計千四百八十九件の事前調査を実施しております。また、平成二十二年一月から平成二十二年八月までの間、合計千三百六十八件の事後調査を実施しており、このうち、これまでに百八十四件が補償対象となっております。

一方、国土交通省では、天白区において、平成二十三年十二月から平成二十五年十一月までの間、合計七百三十六件の事後調査をしており、このうち、これまでに十三件が補償対象となっております。

また、緑区につきましては、平成二十三年十二月から平成二十七年三月までの間、合計千八十一件の事後調査を実施しており、このうち、これまでに十七件が補償対象となっております。

以上です。

〔大西(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○本村(伸)委員 今、損失補償された件数も答弁していただきましたけれども、本場に大きな被害が出ているというのがこの数字からも明らかだというふうに思います。

きょうは天白区、緑区だけのことをお話しておられますけれども、このほかにも守山区でも三百件を超える家屋被害が出ている。公共工事でこれだけの被害が出ていることに対して、どのように反省しているのかということが問われるというふうに思います。こうした被害を二度と起こさないためにも、この被害をしつかりと分析して、今後に生かしていかなければならないというふうに思います。

そこで、お伺いしますけれども、資料の方で、先ほども局長にお話ししていただきましたけれども、工事の流れ、事前調査、事後調査、これは緑区、天白区の地域が限られたところをちよつと加筆させていただきましたけれども、お示ししてお

ります。

NEXC O 中日本が行いました事業では、天白区で百六十六件の損失補償、緑区で百八十四件の損失補償がされておりますけれども、被害があったと認めたお宅の被害の特徴、そして原因はどのように分析をされているのか。そして、どういう工事、どの範囲で被害があったのかをお示しいただきたいと思ひます。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

お答えする前に、先ほど私、地区の名前をちよつと申し上げられませんでしたけれども、天白区は島田地区でございます。失礼いたしました。

ただいま御質問いただきましたNEXC O 中日本が補償した家屋の損傷等につきまして、お答え申し上げます。

名古屋環状二号線の天白区、緑区において、NEXC O 中日本の工事により家屋外構の土間コンクリートやコンクリートブロック塀のひび割れ及びふすまなどの建具の開閉不良などが出ております。これは、道路本体工の施工に伴う振動が原因であると考へております。

被害の地域ですけれども、天白区においては鴻の巣、梅が丘、中平、緑区におきましては神沢、鳴丘、鳥澄という地区において発生しております。以上です。

○本村(伸)委員 次に、国土交通省が行った事業では、天白区で十三件の家屋の損失補償、緑区で十七件の損失補償を行っておりますけれども、同じようににお答えいただきたいと思ひます。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省の工事、これは家屋に近接するところの遮音壁等の基礎の工事を中心だったわけでございますけれども、それらの施工に伴う振動などが原因と思ひますが、家屋外構の土間コンクリートやコンクリートブロック塀のひび割れ、さらには、ふすまなどの建具の開閉不良などが発生しております。

対象としては、天白区においては鴻の巣、植田東、緑区においては桃山、鳥澄等において発生し

ております。

以上です。

○本村(伸)委員 大変な被害を与えている事業なんですけれども、実は、この数字でもカバーできていない地域や家屋がある。被害があったけれども補償されていないと、住民の皆さんが声を上げている現実がございます。

例えば、天白区のAさんのお宅の事例ですけれども、NEXC O 中日本が二〇〇七年七月に共同溝の立て坑の掘削工事をスタートさせ、二〇〇八年八月までこの工事は行われました。この工事が行われている途中の二〇〇八年一月ごろに、Aさんのお宅の屋内の車庫三カ所に亀裂が入り、そして泥水がしみ込むという被害が発生しました。外壁にもクラック、ひびが入り、業者の方に修理、塗装してもらって六十万円かかったそうです。

NEXC O 中日本のこの共同溝立て坑の工事は二〇〇八年八月に終わりましたけれども、それから今度は、二〇〇九年四月から国土交通省愛知国道事務所が同じ共同溝立て坑の工事を始めた。この二〇〇九年四月から始まった国土交通省の工事では、アスファルトを剥がして、物すごい騒音と振動が続いたそうです。そういう中で、家屋の周りに穴が、陥没が四カ所あって、最大直径四十センチにもなつたと。工事が終わってからは、この穴については、陥没については何の変化もなく

なつたと。御近所でも大きい被害が出ております。このAさんのお宅についてですけれども、NEXC O 中日本が行った二〇〇六年四月一日の事前調査、二〇一〇年三月六日の事後調査、国土交通省愛知国道事務所が行った二〇一二年九月二十八日の事後調査の報告書をまとめたものを見させていただけますけれども、NEXC O の事後調査では、新規にできた損傷が十六件あり、既存のひびなどの拡大が十三件あった。国土交通省の事後調査では、新規にできた損傷が二十八件ありました。中には、一階の玄関の壁に二メートル三十センチのひびが新たに入つたり、一階の車庫の床のすき間が三メートル二十五センチにわたつてでき

たなど書かれております。

私も現場を見てまいりましたけれども、やはりこれは工事に起因するものだというふうに思ひました。しかし、こうした被害に対して、経年変化だ、工事に関係ないというふうに言われていると聞いて、私はびっくりしました。住民の皆さんが納得しないのは当然だと思ひますし、私自身も経年変化というのは納得できません。

こうした被害を、経年変化、工事と関係ないという評価の仕方そのものがおかしいのではないかとと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○太田国務大臣 事業実施に伴う家屋等の損傷の補償につきましては、一定のルールに従ひまして、工事実施前にあらかじめ調査をした上で補償するなど適切に対応することとしております。

その際、発生しました損傷の状況、工事箇所との位置関係及び工事内容等により因果関係を判断し、適切に補償しているというところだと思ひます。

○本村(伸)委員 このAさんのお宅は、一九九五年に新築で入居をして、一連の工事が始まってから、入居から十三年後には屋内車庫の三カ所に亀裂が入つて泥水がしみ込むという被害があり、外壁にもクラックが入り、十四年後には家屋の周りに四カ所、陥没、穴があく。

経年変化、工事と関係がないというのであれば、どんな家でも、十三年たつたら屋内の車庫に亀裂が入り、泥水がしみ込んで外壁にもクラックが入る、十四年たつたら家屋の周りに穴があくということなんでしょうか。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にAさんのケースについて承知しておるわけではございませんけれども、一般論として申し上げますと、事前調査それから事後調査の結果を比較した上で個別に判断いたしまして、個別に説明をさせていただき、個別にお伺いしながら、損傷の状況や工事箇所との位置関係、工事内容との関係を踏まえまして、個々に損傷の評価をしております。

もちろん、工事に起因するものか経年変化に起因するものか、これらの判断は総合かつ慎重に行わなければならないけれども、長年、用地取得あるいは補償業務に携わっている専門家が担当してやっておるわけでございます。

特に、今ひび割れの話がございましたけれども、私ども、ひび割れを判断する際に、そのひび割れと近接しているひび割れの状況を見まして、例えば、ひび割れがあっても近接するところで大きなひび割れがないような場合は、これは工事由来ではないというような判断をしている場合もござい

ます。

以上です。

○本村(伸)委員 どう考えてもおかしいというふうに思ふんです。

経年変化、工事と関係ないというのであれば、工事との因果関係がないとちゃんと証拠を示した

んでしようか。

○深澤政府参考人 それぞれの家屋の損傷につきましては、個別具体、それぞれで事情が違うと思

いますけれども、現場におきましては、担当職員

がその辺のことににつきましてちゃんと御説明して

いることでありますし、もし必要であれば、引き

続き誠意を持って対応してまいりたいと考えてお

ります。

○本村(伸)委員 そもそも、この工事の事前の調

査、事後の調査も大変いいかげんなものだったと

私は認識しております。

住民の皆さんが、これをちゃんとやっているのかということを経年変化に起因するものか、これらの判断は総合かつ慎重に行わなければならないけれども、長年、用地取得あるいは補償業務に携わっている専門家が担当してやっておるわけでございます。

特に、今ひび割れの話がございましたけれども、私ども、ひび割れを判断する際に、そのひび割れと近接しているひび割れの状況を見まして、例えば、ひび割れがあっても近接するところで大きなひび割れがないような場合は、これは工事由来ではないというような判断をしている場合もござい

ます。

以上です。

○本村(伸)委員 どう考えてもおかしいというふうに思ふんです。

経年変化、工事と関係ないというのであれば、工事との因果関係がないとちゃんと証拠を示した

んでしようか。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

事業実施に伴う家屋等の損傷の補償につきましては、先ほど来申し上げておりますように、ルー

ルに従って、あらかじめ調査をした上で補償する

ということ、どういふものについて調査するか

という点につきましては、現場の状況も踏まえ、

判断させていただいております。

今回のケースにつきまして、官民境界から二十

メートルを基本とする区域を対象に、工事内容な

ども勘案して調査を行いました。個別に家屋被害

の状況や被害補償の説明をさせていただいた上で、これまでに約四百件の方々に御納得いただき、補償させていただいております。

引き続き、まだ御理解を得られていない方々がいらつしやいます。補償内容に納得が得られていない方につきましては、これから誠意を持って御説明させていただきたいと思っております。

○本村(伸)委員 工事損害要領の第三条には、所有者、使用者から地盤変動による建物等の損害等の発生が認められたときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに調査を行うものとする」と書いてございます。

ぜひもう一度、被害者の方々の声を聞き、現場を国交省自身がちゃんと見て、調査し、評価し直していただきたいと思います。大臣、お願いいたします。

○太田国務大臣 天白区、緑区におきます名古屋環状二号線工事の家屋補償に關しまして、名古屋市長からNEXCO中日本に對しまして、住民の方々の理解が得られるよう対応することといった内容の文書が送付されております。

NEXCO中日本は、平成二十二年八月以降、住民に對しまして、家屋被害の状況や被害補償に關する説明を行つてまいりましたが、名古屋市の文書も踏まえて、引き続き、住民の方々の理解が得られるように、補償内容に納得されない方などに説明を行うと聞いていますところ、引き続き、NEXCO中日本はもとより、愛知

国道事務所に對しまして、住民の方々の理解が得られるよう、丁寧な説明を行つていくよう指導してまいりたいと考えています。

○本村(伸)委員 住民の皆さんは、経年変化だと言われても、とても納得できない状況が今もござい

ます。ぜひ、国交省自身が現場を見て、調査し、そして評価し、直していただきたいということを改めて強調しておきたいというふうに思います。

住民の皆さんがいろいろ聞こうと思つて国土交通省の愛知国道事務所に電話をしても、なかなか担当者が電話に出てくれない、こういう状況もあるというふうに聞いております。こういう状況は絶対にあつてはならないというふうに思います。

周辺住民の皆さんに誠意に對応するよう大臣から指導していただきたいというふうに思いますけれども、もう一度改めてお願いを申し上げます。

○太田国務大臣 丁寧な説明を行つていくように指導してまいりたいと考えています。

○本村(伸)委員 今、この議論は名古屋環状二号線の東南部のお話をさせていただいてるわけですが、この東南部の事業では、事前の調査、事後の調査、不十分な調査だったということが明らかです、大変大きな被害があつたということをお話いたしました。

これから西南部の工事が始まる、スタートして

いるという状況の中で、このような家屋被害が続くということはくれぐれもないようにということ

を強調しておきたいというふうに思いますし、少なくとも工事の損害要領による適切な調査というものをしっかりと行ふべきだというふうに思

います。大臣の答弁をお願いいたします。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、名古屋市の西南部にお

ける区間約十二キロにつきましては、平成二十四

年度から工事に着手しております、現在、橋梁の

工事をしております。

西南部区間につきましても、事業実施に伴う家

屋等の損傷の補償につきましては、公共事業に係

る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建

物等の損害等に係る事務処理要領に基づき、適切

に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○本村(伸)委員 西南部は地盤が大変弱い地域で

もござい

ます。ぜひ被害がないように対策をとつ

ていただきたいということも申し上げ、質問を終

わらせていただきます。

ありがとうございます。

○今村委員長 次に、鈴木憲和君。

○鈴木(憲)委員 自由民主党山形二区の鈴木憲和

とい

そして建設関係の方、現場でお話を伺いながら意見交換をしてみました。

実感として、仮設にお住まいの方がおっしゃっていたことが大変印象的だったのは、新しい住宅の先、これについて計画が示されているけれども、その現場に行ってみると、思ったように工事が進んでいないように感じるようなこともある。実際、うまくいっている箇所となかなか進んでいない箇所、さまざまな現場があるということをよく認識してきたところなんです。

その中で、皆さん口をそろえて心配だということにおっしゃっていたのは、集中復興期間が今年度で終わります。そのときに、来年、平成二十八年の四月からは、例えば効果促進事業とか一部の道路の整備について、自治体の負担を一部求めていくんだという方針を政府としては示しているというふうに思います。

現場の皆さんがおっしゃるのは、大きな国民負担で今まで復興を進めてきたということについて、これから当然地元でもしっかりと負担をしていくべきだということについては理解ができるものの、場所場所によって復旧復興のあり方が随分と進み方が違うということを踏まえて、進んでいる箇所と進んでいない箇所の自治体、さまざまな自治体被害の状況によってあると思いますので、その点について、結局、どのぐらいの負担になっていくのか。果たしてその負担をした場合はしっかりとこれからの復興事業がうまく進んでいけるのか。

これについては大変心配の声が、被災者の方もそうですし、自治体の皆さんも、建設関係の皆さんも、たくさんの方からこの声をいただきましたので、ぜひ、これについては、現場に対して心配ないんだということを、自治体の皆さんとこれから丁寧な協議をしながら進めていっていただきたいと思っております。その点について冒頭、小泉政務官から御決意と進め方をお伺いしたいと思っております。

○小泉大臣政務官 鈴木先生におかれましては、

お忙しい中、岩手県大船渡、陸前高田に足を運んでいただき、ありがとうございます。

今回、復興庁として、今までの集中復興期間の後の、これは名称としては復興・創生期間というふうに名前をつけたけれども、その期間の予算、そして復興庁の考え方を示した中で、一部被災地の住民の皆さんの中には、全ての事業において一部負担が入るのではないかと誤解があるのかもしれない。しかし、そういったことは全くなく、原則全額国庫を続けます。

ただ、先生おっしゃったように、効果促進の部分など、一部負担をしていただくことが出てきますが、その負担の割合も、例えば被災地以外の自治体とかで同趣旨のような事業が行われているケースを見ても、その被災地以外の自治体の負担率から比べれば、かなりの程度軽減をする形で今考えています。具体的には、来週、復興庁としての数字を出します。その案を出した上で、しっかりとそれぞれの自治体の皆さんと相談をしていきたい。

今までのこの五年間の中で国として用意した二十五兆円、これを全て使い切る形で、今のところ二十六・二兆円を使っております。そういった中で、これ以上国民の皆さんに増税をお願いすることとは現実問題として難しいだろう、だけれども、最後まで復興をやり遂げるんだ、そういった中で今回の復興庁の考え方を、一人でも多くの、行政の方だけでなく、先生が直接お話をされた、今いまだに仮設住宅にお住まいの方々を含め、不安なく、生活の基幹部分においてもしっかりと最後までやります、こういったことをこれからも訴え続けていきたいと思っております。

私も、今週末も岩手県に行きますので、現場でそういったお話はこれからも精力的にやっていきたいと考えております。

○鈴木(憲)委員 ぜひ最大限の御努力をお願いしたいというふうに思います。

もう小泉政務官、次があるということで、どうもありがとうございます。

次に、公共事業のあり方について少しお伺いをしたいと思います。

今回、岩手県にお伺いをしたときに現地の皆さんがおっしゃっていたことというのは、今回の被災地の復興の事業というのが余りにも事業量が多いので、発注側のマンパワーも不足をしている。市役所の皆さん、行政の皆さん、発注側のマンパワーが不足する中で、一部URの力をかりながら、発注業務についても委託を行って発注をしていますということなんです。

これについては理解ができるのですが、ただ、そのときに、皆さんからそろそろこうしていただけないかという御要望があったのは、額が大きいものですから、一件一件の発注額が大きくて、東京にある大手ゼネコンと地元企業とのJVを組んで受注をしなければなかなか受けられないという現実がありますということでした。

本来であれば、市が発注する例えば市道の整備であったり側溝の整備であったり、こういった事業は、東日本大震災がなければもともとは地元の企業が全部元請として受けることができていたものが、今回、大規模になってしまっているために、なかなかそういう現状にないということです。

これから少しずつ細かい事業も始めてくるのではないかとこのように思いますので、その点については、もう少し、マンパワーが不足しているのもわかりながらも、地元企業がしっかりと元請としてとれるように、ぜひ国交省としても、公共事業の出し方にこれから御配慮をいただきたいというふうに思います。国交省の御答弁を求めます。

○毛利政府参考人 地域の建設企業は、震災の発生後、直ちに駆けつけていたことで、救命や道路の警戒等に当たっていただきました。地域の守り手として非常に重要な役割を担っていただいております。したがって、御指摘のとおり、地元で精通した地域の建設企業が継続的に確保、維持されることは、円滑な施工体制の確保ということに並んで非常に重要なことだと思います。

このため、このたびの改正品確法におきましては、地域における社会資本を支える企業を確保していくために、公共工事の発注に際し、地域要件の適切な設定や、地域の建設企業が受注しやすい複数年契約、共同受注などの契約方式を工夫して活用すべきことが盛り込まれております。

これを踏まえて、国交省としても、公共団体の発注事務につきまして、国や公共団体で構成される地域発注者協議会、新たに開設した相談窓口の活用などを通じて、地域の建設事業者の方が将来にわたってその地域を支えていただくように、公共団体と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木(憲)委員 ぜひ、これからまだまだ長い期間事業が必要だというふうに思いますので、御配慮をよろしくお願いしたいと思います。

そしてもう一点、現場の建設関係の皆さんから聞かれたお話として、今回、事業量がたくさんあるのは大変地元の企業としてはありがたいことなんでしょうけれども、復興事業が一段落した後に、なかなか、その先、事業がもうないのではないかと、そういう不安があるので、新しい人を雇ったり、もしくは新規投資、設備投資をしたりするときに、現実としてちゅうちょをしよう、こういう声がありました。これは被災地だけに限ったお話ではなくて、私の地元山形でも同様の話が聞かれます。

こうしたことから、これはぜひ、これから公共事業のあり方を持続可能なように、例えば、国と県と自治体と、同時期に一挙にどばと出すのではなくて、平準化をしてある程度出すとか、期間についてはならし出すとか、そういう公共事業の出し方の工夫が求められているというふうに思いますが、これについて今後どういうふうに対応されていくのか、ぜひ鈴木政務官から御答弁いただけます。

○鈴木大臣政務官 お答えをさせていただきます。今、鈴木先生御指摘のとおり、どのようにして、

将来的に見込める形で、しかも、需要のある意味アップダウンがなるべくない形にできるか、これが、業界のいろいろな方にお話を伺つても、まさにそこが一番のポイントだ、そういった御指摘もいただいているところであります。

そうした中で、例えば年度の中での平準化ということもこれはしていかなくてはならないわけでありまして、そのためには、施工時期を平準化するためには、いろいろな仕組みも考えていかなくてはいいけません。

今、ゼロ国債等の既存の制度の活用ということもそうですし、あるいは、より適切な工期の設定に努めた上で、年度をまたぐ工事につきましては、国庫債務負担行為を設定して複数年度のそうした契約とする等々の、さまざまな取り組みというものを今進めているところであります。

また、自治体との関係ということもありますから、全体としてどう施工時期の平準化をしていくかという点も極めて大事なところであります。そのためには、発注見通しを統合して公表をしていく取り組み等々、国と自治体と連携をする中で、地域発注者協議会等を通じて、各発注機関で連携をして取り組みを進めていく、そういった方向で進めております。

○鈴木(憲)委員 ぜひ、国交省、それは指導力を発揮して地域ごとに平準化されるように、しっかりとお願いをいたしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

きょう皆様にお配りをした資料です。この資料を見ていただくとわかるように、これから訪日外国人観光客を二〇二〇年に向けて二千万人にしようという政府の目標があります。一方で、どこの地域にどのぐらい宿泊をしているのかというふうに見てみますと、この日本地図を見てわかるように、ほとんどが関東、近畿、そして北海道、九州というところに偏りがあって、東北地方は残念ながら一%にもいかない状況になっています。右側のグラフを見ていただくと、全国では伸び率がすごいことになっているわけですが、残念ながら東

北も我が山形県も震災前の状況までまだ回復できていない、これが現実だというふうに思ひます。

地方創生を考える意味でも、外国人の方に我が国に来ていただいて旅行していただいて、周遊をしていただくというのが今後の観光業界にとつても大切なキーワードだというふうに思ひます。ぜひこれから観光庁の皆さんに、全国で偏りのないように外国人の皆さんに周遊をしていただけるようにPRを含めお願いをいたしたいというふうに思ひますので、どうか御答弁をよろしくお願いいたします。

○久保政府参考人 委員御指摘いただいておりますとおり、資料にありますとおり、外国人の特に観光需要は一定程度は回復してきておりますけれども、震災後の落ち込みから戻っておりません。

また、外国人の方々の行動については、特定のルート、特定の地域に集中をしております。今後は、御指摘のとおり、東北地方を含む全国の各地、津々浦々に呼び込んでいくということが重要だろうと思ひつています。

そのためには、まずはそれぞれの地域の食とか自然とか文化など、各地域にいろいろあります、場合によつては地域の皆様が気づいていないような魅力をまずは徹底的にブラッシュアップして内外に発信していくことが肝要だと思います。それだけではなくて、その上で、魅力ある複数の地域が連携して広域の観光ルートを形成して、点ではなく、点から線、線から面へとネットワークとして、ある意味、御指摘のとおり、周遊型の観光ルートをつくっていく、その上でそれを海外に積極的に発信していくことが重要だろうと思ひます。

その発信の際には、特に二〇一九年のラグビーワールドカップ、あるいはその先の二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催国日本という大変な国際的注目度を集める状況を生かして、日本各地の多彩な魅力を私どもとしては積極的に海外に発信していきたいというふうに考えて

います。

観光庁としては、種々の取り組みを全力で促進して、外国人観光客の地域、地方への誘客を推進していきたいと思ひつております。

以上でございます。

○鈴木(憲)委員 よろしく思ひます。

これからサミットもあるというふうに思ひますので、サミットをどこでやるか、官邸と総理といういろいろ相談をされるんだというふうに思ひます。が、ぜひ仙台でも開催をしていただけますように、私も、皆さんからもお願いをしていただければというふうに思ひます。

そして、時間がなくなつてまいりましたので、最後の質問に移らせていただきます。

この周遊という意味でも、東北地方、日本海側と太平洋側をつなぐ道の整備というのが大変大切であるというふうに思ひます。震災の際にも、太平洋側の道路がやはり寸断をされて物資が輸送できないという場合に、日本海側を通つて仙台の方、もしくは岩手県の方、宮城県の北部に抜ける、そういう道路が大変交通量がふえたという実績があります。

ただ、例えば国道四十八号線とか国道百十二号線という日本海から太平洋の方に向かうルートがあるわけですが、残念ながらここ三カ年で、例えば国道四十八号線という山形と仙台をつなぐ道路であります。自然災害で七回通行どめがあります。うち、残念ながら、二回雪崩があるわけです。年に一回雪崩が起きて、実際に車両が巻き込まれて、たまたま人命には影響がなかったわけですが、これは大変怖いということを感ぜました。

私自身も、百十二号線の西川町というところで、雪崩が起きた現場、たまたまそのとき近くで国政報告会をやっていたものですから、近くまで伺いましたら、建設会社の皆さんがその場で交通誘導をされていたんですが、大雪でその場にいること自体もやはり相当怖いということを伺つてまいりました。

雪が降れば怖くて道路が通れないということであれば、これは東北地方の復興そして地方創生にとつても大変マイナスイメージというふうに思ひますので、ぜひこの山形と宮城側をつなぐ四十八号線という道路、これについて、少なくともまず防災の観点からしっかりと整備をしていく、まず雪崩が起きないようにしていくということ、また、長期的に見れば、少しの雨ではとまらないような、今雨量規制もかかっている区間でありまして、そういったことを私自身も長期的に取り組んでいきたいというふうに思ひますし、ぜひそこについての太田大臣の御見解と御決意をお伺いしたいというふうに思ひます。

○太田国務大臣 東北地方の道路ネットワーク、三陸道、そして常磐道を三月一日に全通させて、そして横の復興支援道路、三本ありますけれども、この整備に全力を挙げています。

今御指摘のありました国道四十七号、四十八号、百十二号、石巻へ行く、いわゆるウエストラインと言われるところ、これをラダーという方もいらつしやるし、格子状ネットワークの形成ということを言っている方もいらつしやるんですが、東北がこのラインと横のラインがしっかりとあるということが大事だというふうに思ひます。

いずれも重要な道路であります。国道四十八号におきましては、平成二十六年そして二十七年と二回連続して雪崩による通行どめが発生するなど、横断方向の道路における災害に対する脆弱性が課題となっていることは事実です。

雪崩が発生した場所について、現在、国において雪崩対策を実施していますが、今後とも、必要な防災対策を推進するなど、災害時に役立つ道路ネットワークの強化に重点的に取り組んでまいりたい、このように思ひつております。

○鈴木(憲)委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○今村委員長 この際、お諮りいたします。本件調査のため、政府参考人として国土交通省

水管理・国土保全局長加藤久喜君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○今村委員長 次に、中川康洋君。

○中川(康)委員 公明党の中川康洋でございます。

本日の最後の質問でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からも、先ほどお話がありました鹿児島県、口永良部島での大規模な噴火の発生、今後、被害者が出ないことはもちろんのこと、島民の皆様が安全に島外に避難をされることを願う次第でございます。

大臣におかれましては、必要であれば対応に当たっていただく、そういったことも結構かと思えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、三点、空き家対策、さらには防災・減災対策、また海抜ゼロメートル地帯、このあたりのところをぜひお聞かせ願いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、空き家対策の強化についてお伺いをいたします。

先日、五月二十六日、空き家対策特別措置法が完全施行されました。報道等でもごらんをいただいたところでございます。

管理が不十分な空き家は、景観の悪化だけではなくて、ごみの不法投棄や不審者の侵入、さらには放火や地震による倒壊など、地域に及ぼす影響というのは大変に大きいものがございます。

総務省の調査によれば、全国の空き家は毎年約二〇一三万戸に上っておりまして、二〇一三年時点では、総住宅数の一三・五％、数にして八百二十万戸に上っておりますというふうに言われております。このため、四百を超す自治体におきまして、こ

の空き家の解体や適正管理を進める条例を制定いたしまして、対策に乗り出しておる、こういったこともお伺いしております。

そのような状況の中、昨年、議員立法によりまして空き家対策の推進に関する特別措置法が成立をし、今般その内容が完全施行されたことは、今後、市区町村が空き家対策を進めていく上において強力な後押しになるのではないかとというふうに私自身感じておるところでございます。

そこで今回は、その対策をより実効性あるものにするために、確認的に何点かお伺いをさせていただきます。

まず一点目は、空き家対策を進めていく上においての相談体制の整備充実でございます。

空き家の所有者の中には、遠隔地に住んでいるなどさまざまな事情で、空き家の維持管理や処分、さらには利活用の方法に悩む人も少なくありません。今後、空き家を減らしていくためにも、こういった人たちの相談や、また周辺住民の苦情に際する体制を整備すること、これは大変に重要なことであるというふうに考えておりますが、この相談体制の整備充実につきましては、国交省としてはどのような取り組みが考えられているか、お聞かせを願いたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○橋本(公)政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、空き家対策を推進していく上で、空き家に関する相談体制の整備は非常に重要なことだと認識をしております。

このため、空き家対策特別措置法の一部施行に合わせまして二月二十六日に公表した空き家対策の基本指針におきましては、想定される相談として、例えば、空き家をどのように活用しあるいは売却をすればよいのか、引っ越し等により長期にわたって自宅を不在にせざるを得ない場合どのように対応すればいいか、空き家の周辺住民からさまざまな苦情が考えられる、あるいは移住や住みかえを希望する方から空き家の利活用の申し入れがある等の例示をした上で、これに対応するため

の相談体制として、まず一般的な相談は市町村において対応した上で、専門的な相談については宅地建物取引業者等の関係事業者あるいは関係資格者、具体的には建築士さんあるいは司法書士等の専門家の団体と連携をして対応するというようなことを例示しておるところでございます。

国土交通省といたしましては、この基本指針を参考にして市町村における体制整備をしていただくことを促すとともに、関係省庁と連携をし、地域の実情に応じて、空き家対策に取り組む市町村を引き続き支援してまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

先ほど局長から御答弁をいただいたところでございますが、基本的にはやはり、市区町村でどういった相談体制をつくっていくのか、さらには、専門的な部分もありますので、専門業者、関係業者にもお願いをしていく、そういった流れをつくっていただくことは非常に大事だというふうに思っております。

それと同時に、首都圏に今お住まいとかお勤めの方で地方にそういった空き家を持っておられる方、こういった方々が、今回の報道で相当なやり意識が高まっておりますので、どこに相談したらいいのかということや、やはり首都圏にも、国交省等を含めてそういった相談体制の窓口、こういったものもまた御検討いただくことがあつてもいいのかなというふうにも思っておりますので、引き続きの相談体制の充実、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、この特措法の内容を着実に進めるための、いわゆる市区町村における職員の体制についてお伺いをいたします。

今回の取り組みにつきましては、この特措法の中身を見ますと、そのほとんどが基礎自治体である市区町村での取り組みというふうに位置づけられております。ゆえに、今後、空き家の実態調査や所有者の特定など、その対策を担う市区町村の負担というのは決して軽くないというふうに思っております。

しかし、特に職員数が限られております小規模自治体では、その職員数の少なさから、この対策や地域住民の要望に十分にこたえられることができるか、こういった心配が残っております。

そこで、今回の空き家対策については、この対策を円滑に進めていくためにも、特に職員数の少ない小規模自治体、町とか村とかそういった部分だと思えますが、小規模自治体に対して、国や都道府県から何らかの支援、こういったものが必要になってくるのではないかと、こういうふうに思うわけでございますが、そこに対するお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○橋本(公)政府参考人 空き家対策特別措置法におきましては、市町村が、空き家対策に関する実態を調査して計画を策定する、あるいは、放置することが不適切な状態にある特定空き家等に対する指導、勧告、命令等を行うなど、さまざまな業務が発生することになります。

御指摘のとおり、小規模な市町村においては、これが負担になる場合もあろうかと思えます。先ほど御紹介いたしました二月二十六日に公表した基本指針におきましては、まず、都道府県に對して、都道府県内の市町村間での空き家対策情報の共有への支援、市町村間の意見交換の場の設置、建築部局の存在しない市町村が特定空き家等の判断に困難を来した場合における都道府県の建築部局による技術的な助言、相談体制の整備に際しての宅地建物取引業者等の関係事業者団体あるいは建築士等の関係資格者団体との連携の支援等々を求めています。

これらを都道府県が市町村に対して支援することによりまして、小規模な市町村でも空き家対策を万全にしているように、私どもとしても都道府県あるいは市町村を支援してまいりたいと考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。今回、五月二十六日完全施行ということで、非常に新聞とかテレビでこの空き家対策が大きく報道されております。

そういった中で、特に町村なんかになりますと、専門的にできる職員数が少ない、こういった問題も既に聞かれていますところでごさいます、基本的には都道府県が支援していくことになる、これはもうまさしく法律に書かれているとおりでございますが、やはり国の方も、特措法という形であるわけでごさいますので、その意識を持って、やはり現場において円滑に進めていけるようなこういった体制づくりをぜひとも構築いただきたいというふうに思いますので、その点、改めての要望をさせていただきます。

最後に、今回、この空き家対策特別措置法が完全施行されました、今後、市区町村は、空き家対策計画など個別の計画をつくっていくことになるというふうに思っております。そしてその上で大事になってきますのが、これら対策を具体的に進めていく上での財源となるいわゆる補助事業、これがどういった内容であるのか、この部分であるのかなというふうに思っております。

具体的には、空き家再生等推進事業などがその対象になってくるのではないかと、また市区町村で使われていくのではないかとこのように思いますが、これら補助事業については、最終的にその事業を活用する市町村において、例えば制度のハードルが高いとか制度がややこしい、こういったことで結果的に使いつらい事業になつてはこれは意味がないというふうに思っております。

そこで、これら補助事業につきましては、今後、地方の声や現場からの要望などを丁寧に聞き取っていただく中で、場合によっては、制度のリニューアルでありますとかブラッシュアップなど、これまで以上に現場が使いやすい制度に転換をしていくべきであるというふうに考えますが、この点、国交省のお考えを伺います。

○橋本(公)政府参考人 空き家につきましては、やはり利用できるものは利用し、除却すべきものは除却していくという二点が大事だと考えております、先ほど御指摘をいただきました空き家再生等推進事業におきましても、地域住宅計画等に

定められた区域を対象地域として、所有者の特定に要する費用、空き家の改修や除却に要する工事費等を助成してきたところでございます。

今回、空き家対策特別措置法の施行に合わせまして、市町村の空き家対策の計画に定められた地区を対象地域に追加するとともに、市町村による空き家対策の計画策定に必要な空き家の実態調査を追加したところでございます。

例えば、市町村の要望では、所有者の特定に要する費用がやはり相当かかるということで、これらはもう既に補助対象に加えたところでございしますが、今後とも市町村の要望を聞きながら制度の充実あるいは使いやすしい制度の構築に努めてまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

きょうは具体的な中身の話はここでは避けたいというふうに思っておりますが、今後、この空き家の活用とか例えば除却というところにおいて、そこに持つていくまでの国の補助制度が、条件がなかなか高く現場とはそぐわないかなというふうにお話なんかも出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはやはりよく聞き取っていただいて、結果的に、この法律ができて補助制度もある、そしてそれが現場において非常に有効に使われて空き家対策が具体的に進んでいった、こういった流れまで持つていくことが、やはり一つの制度をつくった以上は大事であるというふうに思っておりますので、そういった方向性、よろしくお願いをしたいと思いますし、今後、どのようにこの補助事業が活用されていくのか、またいったのか、こういったところもしっかりとお聞かせを願ひながら検証をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、きょうの二点目、命と暮らしを守る事前防災・減災対策及び老朽化対策への支援についてお伺いをさせていただきます。

我が国では、南海トラフ地震や首都直下型地震の切迫性が迫っている中、事前防災、さらには減

災対策を進めていくことは喫緊の課題となっております。また、各都道府県や市町村など地方自治体が管理する橋梁など公共土木施設は、その多くが高度経済成長期に集中的に整備されたものでありまして、現在、この老朽化している公共土木施設というのが急速に増加をしております。

そのような状況の中、各地方自治体が防災・減災や老朽化対策などによる国土強靱化をさらに進めていくには、いわゆる防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実させる必要があるというふうに思っております。

そこで伺いますが、各地方自治体、厳しい財政事情の中、自治体が、頻発する風水害、さらには土砂災害や地震、津波に備えた事前防災・減災対策、さらには公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金の増額など、来年度以降、国の支援をさらに強化していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。国交省のお考えをお伺いします。

○西脇政府参考人 お答えいたします。

お尋ねがございました防災・安全交付金は、事前防災や減災対策、また今御指摘がありましたインフラの老朽化対策に取り組む地方公共団体を総合的に支援するため、平成二十四年度補正予算において創設をいたしました。

その予算額につきましては、公共事業予算の総額が実質的にはほぼ同じ水準で推移する中で、毎年増額をしております。二十七年におきましても、前年度百六億円増の一兆九百四十七億円を確保しております。

引き続き、防災・減災、老朽化対策など地域の抱える緊急性の高い課題に的確に対応できるように、厳しい財政状況の中ではございますけれども、必要な予算の確保に努めてまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

公共事業費がなかなか、やはり財政状況の厳しい中、伸びない中で、この防災・安全交付金についてはふやしていただいている、そういう答弁をいただいたかと思ひます。しかし、これは

率にすると、たしか一・〇一％ぐらいの伸び率なんです。余り決して高くない状況にございします。今、各地方自治体は、国土強靱化計画のもと、さまざまな具体的な計画を立ててこの対策に本当に積極的に取り組んでおるわけでごさいます。やはり、その財源をどうしっかりと確保し、配分していくのか、この部分が大事でございますので、引き続き、現場の要望に応えていただきますように、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、防災・減災対策の観点及び維持管理の観点から、風水害の発生時にその被害を拡大させるおそれがあるというふうに言われております港湾とか河川の堆積土砂の撤去の費用について伺います。

この堆積土砂の撤去については、近年、各地方自治体において大変大きな課題というふうになっております。私も地方議会にいたしましたときには、いつもこの議論がやはり県議会等で出ておりました。しかし、この港湾の維持しゅんせつ及び河川の堆積土砂の撤去は、現在のところ単費での対応というふうになっておまして、現在、防災・安全交付金など交付金の対象にはなっておりません。

しかし、私は、この港湾や河川の堆積土砂の撤去については、長い目で見れば防災機能の維持、延命化につながっていることは間違いなく、その観点からも、この港湾の維持しゅんせつや河川の堆積土砂の撤去については防災・安全交付金の対象事業に加えてもいいのではないかと、こんなふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

また、あわせて、この港湾及び河川の堆積土砂の撤去につきましては、各自治体においても多額の費用を必要としているために、その費用については起債事業の対象とすることなど、こういったことも考えていいのではないかと、こんなふうに思っておりますが、この点につきましては総務省の御見解を伺いたいと思ひます。

○加藤政府参考人 お答えをいたします。

河川に土砂が堆積をいたしますと、洪水を安全に流すことができません、氾濫するおそれがあることから、堆積土砂のしゅんせつを適切に行うことが重要であると考えております。

河川の維持管理に関する費用については、その河川管理者が負担することになっており、都道府県が管理する河川の流下能力を維持するために必要なしゅんせつについては、都道府県が負担することになります。

一方、洪水の流下能力を計画的に高める観点から実施しているしゅんせつにつきましては、防災・安全交付金の対象となっております。

治水安全度の向上をさせるために必要なしゅんせつ等に対し、引き続きしっかりと支援を行ってまいります。

○大脇政府参考人 港湾につきましてはお答え申し上げます。

港湾における航路や泊地におきまして、経年的な変化によりまして土砂が堆積いたしますと、船舶の航行や停泊に支障が生じます。ひいては産業活動に影響を及ぼすことから、適切に対応することが重要というふうに考えてございます。

土砂が部分的に堆積している場合につきましては、港湾管理者が通常行います維持管理業務の中で、港湾管理者みずからの費用負担により維持しゅんせつを行っていただくことになってございます。

一方、所要の水深よりもおおむね一メートル以上土砂が堆積しているような場合におきましては、一定の規模を超える土砂のしゅんせつにつきましては、防災・安全交付金などによりまして支援を行っているところでございます。

国といたしましては、今後とも、堆積土砂のしゅんせつへの対応を通じて良好な港の機能が確保できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

○橋本(嘉)政府参考人 お答えをいたします。

地方債は、地方財政法第五条に基づき、一定の耐用年数を有する公共施設または公用施設の建設

事業費等に充てることができるものとされており、議員御指摘の港湾や河川の堆積土砂の撤去費用など、維持管理に要する経費については地方債の対象とすることは困難であります。

これらの堆積土砂の撤去に係る費用につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定において所要額を措置しております。

今後とも、地方団体の事業の実施状況、また、御意見、御要望も踏まえ、財政運営に支障が生じないよう、適切な財政措置に努めてまいります。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

維持しゅんせつについては単費でということと、一部交付金が見解も、ある程度今の段階でわかっても、総務省の見解も、ある程度今の段階でわか

りましたという回答はなかなか難しいかなというふうに思ったわけでございますけれども、やはり長い目で見て検討をお願いしたいと思います。

残り二分で海抜ゼロメートル地帯をお聞かせ願いたいと思いますが、この海抜ゼロメートル地帯の河川堤防の耐震対策、具体的には、私の地元であります木曾三川の河川堤防の耐震対策、これについてお伺いをしたいというふうに思っております。

この木曾三川の耐震対策につきましては、二十五年から二十七年の間のいわゆる全国防災事業で取り組みをしていただいております、ここは非常に力を入れていただいております、ここは非常に

でございますが、この全国防災事業、残念ながら二十七年で終わるということになっております。制度上いたし方ないのかなというふうに思っておりますが、しかし、この木曾三川の耐震対策、液状化対策、実は二十七年で完了するわけではございません。やはり歯抜けで終わると耐震、液状化対策の本来の機能を発揮できないというところから、二十八年以降もぜひとも通常事業も含めてこの事業を継続的に進めていただ

たいというふうに思いますが、その点、最後に確認をさせていただきますと思います。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

南海トラフ巨大地震等への備えとして、木曾三川など、ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策は大変重要であると認識をいたしております。

木曾三川につきましては、これまで全国防災事業等により堤防の耐震対策を進めてまいりました。

全国防災事業については平成二十七年限りで終了する事業とされているところですが、ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策の重要性を考慮し、平成二十八年以降も、河川改修事業等により、引き続き対策を進めていきたいというふうに考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

今の答弁を聞けば地元は安心するというふうなふうに言いませんので、ぜひともよろしくをお願いいたします。

以上で質問を終わります。大変ありがとうございます。

○今村委員長 次に、内閣提出、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣田沼宏君。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○太田国務大臣 ただいま議題となりました建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

資源の大半を海外に依存している我が国のエネルギー需給構造は、東日本大震災以降一層脆弱化

しており、特にエネルギー需要側の改善を図ることが急務となっております。

このため、我が国のエネルギー消費量の三分の一を占める建築物について、省エネ性能の向上を図り、抜本的な対策を行うことが不可欠です。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、大規模な建築物について、新築時等における省エネ基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保することとしております。

第二に、中規模以上の建築物について、新築時等における省エネ計画の届け出義務を課し、省エネ基準に適合しないときは、所管行政庁が指示等を行うことができることとしております。

第三に、省エネ性能のすぐれた建築物について、所管行政庁の認定を受けて容積率の特例を受けることができることとしております。

第四に、省エネ基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができることとしております。

そのほか、これらに関連いたしました、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○今村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 基本方針等(第三条―第十条)	
第三章 建築主が講ずべき措置	
第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等(第十一条―第十八条)	
第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置(第十九条―第二十一条)	
第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等(第二十三条―第二十六条)	
第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条)	
第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第二十九条―第三十五条)	
第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第三十六条―第三十八条)	
第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等	
第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十九条―第五十五条)	
第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第五十六条―第六十二条)	
第七章 雑則(第六十三条―第六十六条)	
第八章 罰則(第六十七条―第七十四条)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建	

築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空調調設備その他の政令で定める建築設備(第六条第一項及び第二十九条第一項において「空調調設備等」という。)において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。

三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 建築主等 建築主(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要事項

3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(国の責務)

第四条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に對し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建築主等の努力)

第六条 建築主は、その建築等(建築物の新築、増築若しくは改築(以下「建築」という。))、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空調調設備等の設置若しくは建築物に設けた空調調設備等の改修をいう。)をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

2 住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅事業建築主」という。)は、前項に定めるもののほか、その新築する一戸建ての住宅を第二十七条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(建築物の販売又は賃貸を行う事業者の努力)

第七条 住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

(建築物に係る指導及び助言)

第八条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることが出来る。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第九条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができ、

(建築材料に係る指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床(これらに設ける窓その他の開口部を含む)を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができ、

第三章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第十一条 建築主は、特定建築行為(特定建築物(居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分(以下「住宅部分」という。))以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。))の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものであるとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。))の新築若しくは増築若しくは改築(非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。))又は特定建築物以外の建築物の増築(非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。))をいう。以下同じ。))をしようとするとき

は、当該特定建築物(非住宅部分に限る。))を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。))を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。))が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。))を受けなければならない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨

及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。))である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。))に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。))について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間(同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定

による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができ、

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。))の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

4 所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しな

ければならない。

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築物に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築物に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9 建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築物行為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。（特定建築物に係る基準適合命令等）

第十四条 所管行政庁は、第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

第十五条 所管行政庁は、第三十九条から第四十二条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とする。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上

である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。）の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。（住宅部分に係る指示等）

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者（同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者）に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためと

るべき措置について協議を求めることができる。（特定建築物に係る報告、検査等）

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

（建築物の建築に関する届出等）
第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、

当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物の増築又は改築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築物行為に該当するものを除く。）

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に對し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（国等に対する特例）

第二十条 国等の機関の長が行う前条第一項各号に掲げる行為については、同条の規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第三項の規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、前条第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物

エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国等の機関の長に對し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

（建築物に係る報告、検査等）

第二十一条 所管行政庁は、第十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（適用除外）

第二十二條 この節の規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

第二十三条 国土交通大臣は、建築主の申請により、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

（審査のための評価）

第二十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）であつて、第五十六条から第五十八条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第一項の認定のための審査を行うものとする。

2 前条第一項の申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第一項の認定のための審査を行うものとする。

（認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例）

第二十五条 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

2 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（手数料）

第二十六条 第二十三条第一項の申請をしようとする者は、

する者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数を国に納めなければならない。

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

（一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準）

第二十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2 前項に規定する基準は、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、一戸建ての住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（住宅事業建築主に対する勧告及び命令等）

第二十八条 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に對し、その目標を示して、その新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた住宅事業建築主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして住宅事業建築主が行うべき新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認める

ときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該住宅事業建築主に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空調調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空調調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六十一条に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をした

ときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六十一条の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない

ない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十二条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第三十五条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

(認定建築主に対する改善命令)

第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従つてエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行つていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第二項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五（第二号イを除く。）、第六十八條の五の二（第二号イを除く。）、第六十八條の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の五第一項第一号ロ、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一

項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第三十七条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなく

なつたと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第三十八条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録）

第三十九条 第十五条第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちの前各号の

いずれかに該当する者があるもの（登録基準等）

第四十一条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数（その数が二未満であるときは、一）以上であること。

(1) 床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(2) 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を二百五十で除した数

(3) 床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を百二十で除した数

ロ イ(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分の二以上にわたる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあっては、第四十五条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(3)までに定める数を合計した数（その数が二未満であるときは、一）以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。）に

支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十八条第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十八条第一項第二号ロにおいて同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う事務所の所在地

四 第四十五条の適合性判定員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の公示等）

第四十二条 国土交通大臣は、登録をしたときは、

前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四十三条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を

国土交通大臣に届け出なければならない。

(適合性判定員)

第四十五条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから適合性判定員を選任しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であつた者は、判定の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(判定の業務の義務)

第四十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、判定の業務を行わなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により判定の業務を行わなければならない。

(判定業務規程)

第四十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務に関する規程(以下「判定業務規程」という。)を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 判定業務規程には、判定の業務の実施の方法、判定の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあつた判定業務規程が、この節の規定に従つて判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第五十条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する書類で国

土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(適合命令)

第五十一条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、判定の業務を行うべきこと又は判定の業務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第五十三条 国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(判定の業務の休廃止等)

第五十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により判定の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出が

あつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十八条第一項の規定による届出のあつた判定業務規程によらないで判定の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十八条第三項、第五十一条又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。

五 判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する適合性判定

員若しくは法人にあつてはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録)

第五十六条 第二十四条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第二十三条第一項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条並びに第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(欠格条項)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第四十条第一号から第三号までに掲げる者
二 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第五十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次条の評価員が評価を実施し、その数が三年以上であること。

二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ニ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

のとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

四 次条の評価員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(評価員)

第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(登録の取消し等)

第六十条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十六条第二項において準用する第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用

する第四十八条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第五十六条第二項において準用する第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十六条第二項において準用する第四十八条第三項、第五十一条又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による評価の実施)

第六十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第五十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行っている評価の業務を行わないこととしようとするとき

は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により評価の業務を行うこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第六十二条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数を国に納めなければならない。

第七章 雑則

(審査請求)

第六十三条 この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

(権限の委任)

第六十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第六十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される

範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反した者

第六十八条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第十六条第二項、第十九条第三項又は第二十八条第三項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三 第五十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第四項の規定に違反して、表示を付した者

二 第五十条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第五十条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第五十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第七十二条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条第二号又は第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十四条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第二項各号(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第八号から第十号まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三号、第六十四号、第六十七号から第六十九号まで、第七十号第一号（第三十八号第一項に係る部分を除く）、第七十号第二号及び第三号、第七十一号（第一号を除く）、第七十三号（第六十七号第二号、第六十八号、第六十九号、第七十号第一号（第三十八号第一項に係る部分を除く）、第七十号第二号及び第三号並びに第七十一号（第一号を除く）に係る部分に限る。）並びに第七十四号並びに次条並びに附則第三条及び第五号から第九号までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）
第二章 第三章第一節の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に建築基準法第六号第一項若しくは第六号の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八号第二項の規定による通知がされた特定建築物について適用する。

2 第三章第二節の規定は、一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する第十九号第一項各号に掲げる行為について適用する。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。）については、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするとき

第一類第十号 国土交通委員会議録第十二号

は、その工事に着手する日の二十一日前までに、

国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があることを認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物の特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三号第一項の認定を受けたときは、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6 国等の機関の長が行う第一項の特定増改築については、第二号から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。

7 国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

うとするときも、同様とする。

8 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があることを認めるときは、その必要限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措置について協議を求めることができる。

9 所管行政庁は、第三号、第四号及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10 第十七号第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

11 第二号から前項までの規定は、第十八号各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

12 第四項の規定による命令に違反した者は、百

万円以下の罰金に処する。

13 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定増改築をした者
二 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

14 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

（準備行為）
第四条 第十五号第一項又は第二十四号第一項の登録を受けようとする者は、一部施行日前においても、その申請を行うことができる。第四十八号第一項（第五十六号第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定業務規程又は評価業務規程の届出についても、同様とする。

（登録免許税法の一部改正）
第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二を次のように改める。

百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録		
（一）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第 号）第十五号第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		
（二）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四号第一項（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		
登録件数	登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）
第六条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十九日

「第五章 建築物に係る措置等」

第一節 建築物に係る措置

目次中

- 第一款 建築物の建築等に係る措置(第七十二条―第七十六条の三)
- 第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置(第七十六条の四―第七節)
- 登録建築物調査機関(第七十六条の七―第七十六条の十)
- 登録講習機関(第七十六条の十一―第七十六条の十六)

七十六条の六) を「第五章 建築物に係る措置(第七十二条―第七十六条)」に改める。

第五章の章名中「措置等」を「措置」に改める。
第五章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七十二条の見出しを削り、同条中「以下」を「第四号において」に改め、同条第二号中「以下同じ」を削り、同条第三号中「以下同じ」を削る。

第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第七十三条から第七十六条まで 削除

第七十六条の二及び第七十六条の三を削る。
第五章第一節第二款、第二節及び第三節を削る。

第七十八条第一項中「第八十七条第十三項」を「第八十七条第十項」に改める。

第八十六条第一項中「建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」及び「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示」を削る。

第八十七条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第十項とし、第十四項を第十一項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八十八条第一項中「同条第二項」を「又は同条第二項」に改め、「又は第七十六条の十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者」を削る。

第八十九条第一項中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む」を削る。

第九十三条第二号中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む」及び「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第三号中「又は第七十六条の十」を削る。

第九十五条第二号中「第七十五条第四項、第七十六条の六第三項」を削る。

第九十六条第一号中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む」を削り、「第七十一条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十一条第三項」に改め、同条第三号中「第七十五条第五項、第七十五条の二第三項」を削り、「第十三項」を「第十項」に改め、同条第四号中「第七十六条の十若しくは第七十六条の十六」を削る。

第九十九条第二号中「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む」を削り、「第四十七条第二項各号」を「同

条第二項各号」に改める。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七節 一部施行日前に前条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下この条において「旧エネルギー使用合理化法」という)第七十五条第一項の規定による

届出をした第一種特定建築主等に対する当該届出に係る指示、公表及び命令並びにこれらの指示、公表及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。この場合において、当該届出に係る新築、改築又は増築であつて特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

2 一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第七十五条の二第一項の規定による届出をした第二種特定建築主に対する当該届出に係る同条第二項の勧告並びに当該勧告に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。この場合において、当該届出に係る新築、改築又は増築であつて特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

3 一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第七十六条の六第一項の規定によりされた勧告は、第二十八条第一項の規定によりされた勧告とみなす。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第八条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律第十九条第一項に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。
9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第 号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二号第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物に係るエネルギー使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについ

ては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況、建築物のエネルギー消費性能に関する技術開発の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する制度全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十七年六月二十六日印刷

平成二十七年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P